

第 3 部



災害予防計画

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第3部 災害予防計画

第1章	区民と地域の防災力向上	79
第1節	自助による区民の防災力向上	79
第1	区民による自助の備え	79
第2	防災意識の啓発	80
第3	防災教育・防災訓練の充実	85
第4	外国人支援対策	88
第2節	地域による共助の推進	89
第1	対策内容と役割分担	89
第2	詳細な取組内容	90
第3節	マンション防災における自助・共助の構築	96
第1	マンション居住者による自助・共助の備え	96
第2	防災意識の啓発	96
第3	防災教育・防災訓練の充実	96
第4節	消防団の活動体制の充実	97
第1	対策内容と役割分担	97
第5節	事業所による自助・共助の強化	98
第1	対策内容と役割分担	98
第2	詳細な取組内容	98
第6節	ボランティアとの連携	101
第1	一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携	101
第7節	区民・行政・事業所等の連携	103
第1	対策内容と役割分担	103
第2	詳細な取組内容	103
第2章	水害予防対策	104
第1節	豪雨対策	104
第1	東京都豪雨対策基本方針	105
第2	河川の整備	105
1	大河川の整備	105
2	中小河川の整備	106
第3	雨水流出抑制施設の整備	106
第4	下水道の整備	108
第5	豪雨対策の重点的な実施	109
第6	住民への洪水情報の提供	109
第7	浸水想定区域の指定及び水深の公表	110
第8	浸水想定区域における避難体制確保	111
第9	地下空間への浸水被害対策	111
第10	洪水ハザードマップ等の作成・公表	112
第11	避難体制等の整備・確立	113

第12	広報・啓発	114
第13	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	114
第2節	土砂災害対策	116
第1	がけ崩れ対策	116
第3節	土砂災害に関するソフト対策	118
第1	土砂災害防止法	118
第2	土砂災害警戒区域等の指定	118
第3	土砂災害警戒情報の提供	118
第4	避難体制等の整備・確立	120
第3章	噴火降灰事前対策	121
第1節	区民等の防災行動力の向上	121
第2節	火山降灰対策用資機材の備蓄	122
第4章	安全な都市づくりの実現	123
第1節	安全に暮らせる都市づくり	123
第1	市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進	123
第2	河川管理施設等の整備	125
第3	高層建築物における安全対策	125
第4	がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止	126
第2節	建築物の耐震化及び安全対策の促進	128
第1	建築物の耐震化の促進	128
第2	エレベーター対策	131
第3	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	132
第4	文化財施設の安全対策	133
第3節	社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	135
第1	対策内容と役割分担	135
第2	詳細な取組内容	135
第4節	液状化、長周期地震動への対策の強化	136
第1	液状化対策の強化	136
第2	長周期地震動対策の強化	137
第5節	出火、延焼等の防止	138
第1	消防水利の整備、防火安全対策	138
第2	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	138
第3	危険物等の輸送の安全化	141
第5章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	143
第1節	道路及び交通施設等	143
第1	道路・橋りょう	143
第2	鉄道施設	146
第3	河川等	146
第4	緊急輸送ネットワークの整備	146
第2節	ライフライン施設	148

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1	電気施設(東京電力グループ).....	148
第2	ガス施設(東京ガスグループ).....	149
第3	通信施設.....	149
第4	水道施設.....	150
第5	下水道施設.....	151
第6	ライフライン事業者との連絡体制の強化.....	151
第7	ライフラインの復旧活動拠点の確保.....	151
第8	エネルギーの確保.....	151
第6章	広域的な視点からの応急対応力の強化.....	153
第1節	初動対応体制の整備.....	153
第1	対策内容と役割分担.....	153
第2	詳細な取組内容.....	153
第2節	業務継続体制の確保.....	157
第1	対策内容と役割分担.....	157
第2	詳細な取組内容.....	157
第3節	消火・救助・救急活動体制の整備.....	159
第4節	広域連携体制の構築.....	160
第1	交流自治体との協定.....	160
第2	特別区間における協定.....	160
第3	民間団体等との協定.....	161
第4	ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ.....	161
第5節	応急活動拠点の整備.....	162
第1	対策内容と役割分担.....	162
第2	詳細な取組内容.....	162
第6節	その他区立施設の整備.....	164
第7章	情報通信の確保.....	165
第1節	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備.....	165
第1	対策内容と役割分担.....	165
第2	詳細な取組内容.....	165
第2節	区民等への情報提供体制の整備.....	170
第1	対策内容と役割分担.....	170
第2	詳細な取組内容.....	171
第3節	区民相互の情報連絡等の環境整備.....	172
第1	対策内容と役割分担.....	172
第2	詳細な取組内容.....	172
第8章	医療救護・保健等対策.....	173
第1節	初動医療体制等の整備.....	173
第1	情報連絡体制等の確保.....	173
第2	医療救護活動等の確保.....	173
第3	負傷者等の搬送体制の確保.....	174

第4	防疫体制の整備.....	175
第2節	医薬品・医療資器材の確保.....	176
第1	対策内容と役割分担.....	176
第2	詳細な取組内容.....	176
第3節	医療施設の基盤整備.....	178
第1	対策内容と役割分担.....	178
第2	詳細な取組内容.....	178
第4節	遺体の取扱い.....	180
第1	対策内容と役割分担.....	180
第9章	帰宅困難者対策.....	181
第1節	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底.....	181
第1	対策内容と役割分担.....	181
第2	詳細な取組内容.....	182
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備.....	190
第1	対策内容と役割分担.....	190
第2	詳細な取組内容.....	190
第3節	一時滞在施設の確保.....	191
第1	対策内容と役割分担.....	191
第2	詳細な取組内容.....	192
第4節	帰宅支援のための体制整備.....	196
第1	対策内容と役割分担.....	196
第2	詳細な取組内容.....	196
第10章	避難者対策.....	200
第1節	避難体制の整備.....	200
第1	対策内容と役割分担.....	200
第2	詳細な取組内容.....	200
第2節	避難所・避難場所等の指定・安全化.....	206
第1	対策内容と役割分担.....	206
第2	詳細な取組内容.....	206
第3節	避難所の管理運営体制の整備等.....	213
第1	対策内容と役割分担.....	213
第2	詳細な取組内容.....	213
第4節	車中泊.....	216
第1	対策内容と役割分担.....	216
第2	詳細な取組内容.....	216
第11章	物流・備蓄・輸送対策の推進.....	217
第1節	食料及び生活必需品等の確保.....	217
第1	対策内容と役割分担.....	217
第2	詳細な取組内容.....	217
第2節	飲料水及び生活用水の確保.....	222

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1	対策内容と役割分担.....	222
第2	詳細な取組内容.....	222
第3節	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備.....	226
第1	対策内容と役割分担.....	226
第2	詳細な取組内容.....	226
第4節	輸送体制の整備.....	228
第1	対策内容と役割分担.....	228
第2	詳細な取組内容.....	228
第5節	輸送車両等の確保.....	229
第1	対策内容と役割分担.....	229
第2	詳細な取組内容.....	229
第12章	放射性物質対策.....	231
第1節	情報伝達体制の整備.....	231
第1	対策内容.....	231
第2節	都民・区民への情報提供等.....	231
第1	対策内容.....	231
第3節	都放射線等使用施設の安全化（再掲：第3部第4章第5節）.....	232
第1	対策内容と役割分担.....	232
第13章	区民の生活の早期再建.....	233
第1節	生活再建のための事前準備.....	233
第1	対策内容と役割分担.....	233
第2	詳細な取組内容.....	234
第2節	トイレの確保及びし尿処理.....	236
第1	対策内容と役割分担.....	236
第2	詳細な取組内容.....	236
第3節	ごみ処理.....	238
第1	対策内容と役割分担.....	238
第2	詳細な取組内容.....	238
第4節	災害廃棄物処理.....	239
第1	対策内容と役割分担.....	239
第5節	災害救助法の適用基準.....	240
第1	対策内容と役割分担.....	240
第2	詳細な取組内容.....	240
第6節	激甚災害法の指定基準.....	242
第1	対策内容と役割分担.....	242
第2	詳細な取組内容.....	242

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 自助による区民の防災力向上

第1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止（感震ブレーカーの設置）
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 東京備蓄ナビを活用して発災から最低でも3日間（推奨1週間）を自力で過ごせるよう、水（1日一人3L（リットル）目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 日常で使う食品を多めに買い、在庫を切らさずに買い足すことで、常に家庭に新しい食品を備蓄（ローリングストックの実施）
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 地区防災計画や地域ごとの防災マップ、マニュアル等作成への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難したりするなど、必要な対策を講じる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第1章 区民と地域の防災力向上
第1節 自助による区民の防災力向上

- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

第2 防災意識の啓発

(1) 対策内容と役割分担

行政等は、自らの身は自らが守る、自分たちのまちは自分たちが守るという区民の意欲を高め、建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に進んで取り組むように、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成 ● 防災マップや防災ハンドブック等パンフレットの作成・配布 ● 災害対策や防災情報のホームページ等への掲載 ● 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施 ● 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 ● 区民への積極的な支援・助言による、住民防災組織の組織化の推進 ● 地域の特性に応じた防災対策の推進 ● 都から貸与されたスタンドパイプ・仮設給水資器材を活用した消火栓等からの応急給水による、住民防災組織等における自主的な応急給水の支援
住民防災組織等	● 防災に関する知識の普及 ● 救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ● 救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ● 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ● 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ● 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
N T T 東日本 東京北支店	● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ● 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用方法等の紹介 ● 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ● 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
東京ガスグループ	● マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ● 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ● 防災・安全対策に関する取り組み紹介

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ 大塚支社	● 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ・SNS 等による広報の掲載 ● 停電・復旧情報等のホームページ・SNS 等による広報の掲載 ● 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
都政策企画局	● 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供
都総務局	● 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ● 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ● 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握 ● 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ● 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページや SNS 等による分かりやすい防災情報の発信 ● 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ● Web サイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進 ● 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ● 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ● 区町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進 ● 住民防災組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ● 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
都子供政策連携室	● 子供に対する防災情報の「東京都こどもホームページ」への掲載
都生活文化スポーツ局	● 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの作成・点検・整備を支援
都都市整備局	● 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ● 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、個別相談を実施する区を支援 ● 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。
都住宅政策本部	● リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web 版の公表
都保健医療局	● 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会 トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等 の実施 ● 都内の全病院等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ● 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都福祉局	● 都内の全福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ● 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 ● 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施

第1章 区民と地域の防災力向上
第1節 自助による区民の防災力向上

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機 関 名	対 策 内 容
都水道局	- 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由・その他地震発生時に必要な注意事項に係る広報の実施 - 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、住民防災組織が自主的に行う応急給水の支援 - 区が住民防災組織等へ行う応急給水訓練の実施
都教育庁	学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 - 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 - 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 - 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 - 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 - ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 - 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 - 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 - 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 - 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 - 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 - 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施 - 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 - 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課X（旧 Twitter）等への掲載 - 発災時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
東京管区気象台 (気象庁)	- 防災に関するパンフレットや映像教材等の広報資料の作成・配布 - 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣などによる防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進 - お天気フェアの開催 - 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進 - 東京都教育庁と連携した安全教育の支援
東京労働局	「第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年～2023年）」に基づき「Safe Work TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進 - 東京産業安全衛生大会の開催等により、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上、防災につながる安全知識の普及啓発 - 特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進
日赤東京都支部	- 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナー実施 - 東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 - 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況

機 関 名	対 策 内 容
	等の記録ビデオの活用 ● 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
N T T ドコモ	● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
K D D I	● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ● 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソフトバンク	● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ● 災害対策関連機器・サービスの紹介
楽天モバイル	● 防災展及び地域防災訓練等における災害対策関連機器、サービスの紹介、防災関連グッズ等の配布
各放送事業者	● 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ● 家庭・職場で、災害に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載
首都高速道路 東京西局	● 災害時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 広報事項

(ア) 主な広報事項

対象	主な広報事項
職員	1 区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢 2 防災関係法令の運用 3 防災手帳（ポケットマニュアル等）の配布、職員防災講習 4 その他
区民	1 区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢 2 災害時の心得、家族等の安否確認、避難行動（自宅避難、避難所避難） 3 過去の災害の状況、災害から得られた教訓 4 警戒方法及び火災予防の方法 5 児童、生徒に対する体系的な防災教育・防災訓練 6 防災マップ等の配布 7 備蓄の必要性 8 トイレ対策 9 その他
事業者	1 区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢 2 災害時の心得、従業員等の安否確認、避難行動（自宅避難、避難所避難、事業所待機） 3 過去の災害の状況、災害から得られた教訓 4 警戒方法及び火災予防の方法 5 従業員に対する防災教育・防災訓練 6 防災マップ等の配布 7 備蓄の必要性 8 トイレ対策 9 従業員及び地域の帰宅困難者対策への対応 10 その他

(イ) 職員の防災教育計画

災害対策本部における職員の活動内容の周知徹底、行動の明確化及び意識の一層の向上を図るため、組織ごとの役割に基づいた「図上訓練」、「発災対応型訓練」及び全職員を対象とした「職員防災講習」、「普通救命講習」を実施する。

イ 講習会等による普及広報

(ア) 現況

- 一般区民については、区民防災講習を開催するとともに、町会・自治会、住民防災組織、区民消火隊、学校PTA、マンション管理組合等の団体についても防災セミナー講師派遣等により、防災に関する知識並びに実践的な行動力の向上を図っている。
- 町会・自治会等については、地域別防災対策マニュアル等の作成を支援することにより、地域防災の重要性について啓発を行っている。

(イ) 計画目標

- 区民及び事業者等に対し、災害時における出火防止、初期消火等の防災知識の普及にITも積極的に活用し、発災時に対処しうる自主防災態勢の強化に努める。
- また、災害時における住民防災組織や区民消火隊を支援する。
- 東京備蓄ナビを活用し、区民の責務として、7日分の飲料水、食料等を確保するよう周知する。
- いたばし防災+（プラス）プロジェクトの推進を通じて、防災に「楽しい」や「おいしい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させるため、防災に興味関心を高める啓発イベントや防災訓練等の実施を検討する。

ウ 印刷物等による普及広報

- 防災ガイドや広報いたばし等において、災害時における区民一人ひとりの心がまえ等のPRを行っているほか、随時防災知識の普及を図っている。
- 住民防災組織を対象に、「防災のすゝめ」「ガイドブック大雨に備えて」を配布し、組織活動の進め方や平常時・災害時の活動等について普及を図る。
- 住民防災組織の本部長を対象に、住民防災組織活動方針連絡会を実施し、住民防災組織の平常時、発災時における活動全般について普及を図る。
- 区民、学校PTA、マンション管理組合等の依頼に応じて防災セミナー等講習会に専門の講師を派遣し、防災知識の普及を図る。
- 広報物等に住民防災組織や区民消火隊の活動状況を掲載して隊員等の募集を行うなど、住民防災組織等の広報を行う。
- 東京備蓄ナビを活用し、区民の責務として、7日分以上の飲料水、食料等を確保するよう周知する。
- 令和5年度のいたばしぐらしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新する。また、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。

第3 防災教育・防災訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、住民防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加や多様な世代の参加を図っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 住民防災組織の育成指導 ● 幼稚園、保育園、小中学校における防災教育の推進 ● 防災教育への保護者の参加による家庭や地域における防災力の強化 ● 要配慮者、支援者、家族、地域住民等が合同で実施する防災訓練への支援 ● 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者、支援者と家族の参加に対する支援 ● 各家庭における災害時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ● 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進 ● 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じた住民の防災意識の向上 ● ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるような周知、避難に関する情報の意味の理解の促進
東京ガスグループ	● ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取組の紹介をしているほか、防災イベント等を通じて顧客に都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図る。
東京電力グループ	● 東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図る。
都総務局	● 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲） ● 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第33条（防災教育）） ● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ● 関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進 ● 「東京防災」「東京くらし防災」の都民等への配布、「東京都防災アプリ」などを通じた意識啓発 ● 都の防災対策や応急対策を周知するための「東京都の防災対策」等の防災パンフレットの作成、都民や防災機関等への配布 ● 災害情報提供の強化を図るための災害情報提供システムの構築

第1章 区民と地域の防災力向上
第1節 自助による区民の防災力向上

機 関 名	対 策 内 容
第1部	● 渋谷、原宿、池袋、有楽町の都内4箇所の大型映像ビジョンで、屋外大型ビジョンコンテンツ制作会社の協力による静止画を用いたる広報
第2部	都生活文化スポーツ局 ● 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ● 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
第3部	都保健医療局 ● 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、これらマニュアルに基づく研修会 トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等を実施していく。 ● 病院等における防災意識の高揚 都内の全病院等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知していく。
第4部	都福祉局 ● 社会福祉施設等における防災意識の高揚 都内の全社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知していく。
第5部	都産業労働局 ● 都内観光関連事業者等が、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の対応マニュアルを作成、周知し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。
第6部	都建設局 ● インターネットを活用して、雨量、河川水位、河川監視画像などリアルタイムの水防災情報を提供している。また、多言語化やスマートデバイス化を行うとともに X (旧 Twitter) でも情報を発信している。 ● 区が作成するハザードマップの基となる浸水予想区域図や土砂災害警戒区域図をホームページ等で公表している。
第7部	都下水道局 ● 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供(東京アメッシュ) 並びに関係機関の連絡先等を紹介する。 ● 地元区等と連携し樋門等に係る情報発信及びPR強化する。
	都教育庁 ● 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ● 自治体防災課等と連携した都立高校(全日制課程と一部の定時制課程)における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練 ● 都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施 ● 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上 ● 東京消防庁等と連携した防災教育の推進
	都交通局 ● 水防法に基づき、対象となる各駅の「避難確保・浸水防止計画」をホームページで公開している。
	都都市整備局 ● 浸水想定地域内の対策として、関係団体に、国や都の地下空間における浸水対策ガイドラインを周知する。 ● 建築確認申請時等の機会を捉え、申請者等に、河川保全区域内外の確認と許可手続きについて、河川管理者への相談を案内する。
	都住宅政策本部 ● マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加することにより普及啓発を実施する。 ● 不動産業団体に、購入者等への浸水リスク情報の周知について協力を要請する。
	東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署 ● 住民防災組織をはじめ、区民、事業所等に対して、各種資器材や施設を活用し、また、消防団等と連携して、出火防止、初期消火、救出救助、応急救護等に関する基礎訓練や実践的訓練を実施 ・ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ・ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ・ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR(災害疑似体験)コーナー等を活用した体験訓練の実施 ・ 住民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ・ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ・ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

機 関 名	対 策 内 容
	- デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 - 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 - 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 - 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 - 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ● 教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育の実施 - 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 - 都立特別支援学校で行われる宿泊防災体験訓練における総合防災教育の実施 - 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 - 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ● 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ● 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ● 過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 - 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 - 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。 - 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
東京管区気象台 (気象庁)	● 都や区市町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民の取るべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。
東京労働局	● 石油化学、化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止に関する安全講習会を開催し、防災や安全知識の普及啓発に努めている。
日本赤十字社 東京都支部	● 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催 (1) 赤十字防災セミナー 災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。 (2) 赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。 (3) 赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。 (4) 赤十字災害救護セミナー 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。 (5) ホームページなどによる情報提供 ● 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 ● 催事等における救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配付
各放送機関 (ジェイコム含む、 以下同様)	● 災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進 ● チラシ、ミニ広報紙、災害対策課 X（旧 Twitter）、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。

機 関 名	対 策 内 容
関東地方測量部	● 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進

第4 外国人支援対策

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
区 (公財)板橋区文化・国際交流財団	● 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ● 避難道路標識等の外国語標記の推進 ● 地域の防災訓練に参加する外国人への支援 ● 防災語学ボランティアの養成
都各局	● 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発
都総務局	● 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」多言語版の作成 ● 「東京都防災アプリ」多言語版の改修・ダウンロード促進 ● 東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発
都政策企画局	● 在京大使館等との連絡体制の確保
都生活文化スポーツ局	● 在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 ● 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施
都産業労働局	● 観光関連事業者等のための外国人旅行者向け対応マニュアルの配布
都住宅政策本部	● リーフレット「東京仮住まい」の多言語版の作成

(2) 詳細な取組内容

■ 区 ● 区及び（公財）板橋区文化・国際交流財団は、相互に連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。 ● 区及び（公財）板橋区文化・国際交流財団は、次の対策を実施する。 ・ 外国人が多く集まる場所等で、防災に関する情報提供を行う。 ・ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語及び図柄による標記（ピクトグラム）を推進する。 ・ 防災語学ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。 ・ 防災関係情報を提供する際に、できるだけやさしい日本語を使うことで外国人の理解促進を図る。
--

第2節 地域による共助の推進

第1 対策内容と役割分担

(1) 住民防災組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した住民防災組織等の活動が重要となる。

各機関は、住民防災組織に係る広報及び町会・自治会等の住民防災組織等の育成指導に力を入れ、住民防災組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区民への積極的な支援・助言による、住民防災組織の組織化の推進 ● 地域の特性に応じた防災対策の推進 ● 都から貸与されたスタンドパイプ・仮設給水資器材を活用した消火栓等からの応急給水による、住民防災組織等における自主的な応急給水の支援
住民防災組織等	● 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ● 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ● 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ● 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ● 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ● 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 ● 地域特性に応じた防災対策マニュアルの整備
都総務局	● 住民防災組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（再掲） ● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成（再掲） ● 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
都生活文化スポーツ局	● 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 防災意識の啓発（再掲） ● 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ● 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ● 初期消火マニュアルを活用し、住民防災組織等への指導を実施 ● 住民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ● 住民防災組織の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ● 区と連携した住民防災組織の活性化の推進 ● 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）
警視庁 第十方面本部 各警察署	● テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
都水道局 板橋営業所	● 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、住民防災組織等が自主的に行う応急給水の支援 ● 区が住民防災組織等へ行う応急給水訓練の実施

第2 詳細な取組内容

■ 区、住民防災組織等

(1) 住民防災組織

ア 現況

住民防災組織は、災害時における被害を軽減するため、その被害に直面する地域住民が、「自分たちのまちを守る」という連帯感をもって自主的に結成している。区内の住民防災組織は、町会・自治会を母体として、令和5年10月1日現在、207団体が組織化されている。

■ 参照（別冊「資料編」）

資料 3.1.1 住民防災組織結成状況

イ 計画目標

地域住民による自主的な防災活動が極めて重要な役割を担うという観点から、災害時に対応できる組織の編成、防災用資器材の整備、防災訓練の奨励及び防災リーダーの育成等を通じて、組織の育成・強化を図る。

ウ 組織の編成

住民防災組織については、災害が発生した時に、組織として機能し、地域住民の防災活動が効果的かつ円滑に行われるよう、組織を編成する。

- a 組織は、その編成員の役割を明確にし、機能的に活動できるようにする。
- b 部・班は、日常生活上一体性を有する地域で編成し、一致協力して守るという連帯感が持てる規模とする。
- c 災害時における初期対応としての消火活動及び救出活動の重要性を踏まえ、消火班・救出救護班の整備を促進する。
- d 災害時における情報連絡体制強化のため、情報班の整備を促進する。

エ 組織の任務

住民防災組織の任務は、おおむね次のとおりである。

なお、災害時には、町会・自治会の区域を越えた活動もあり得る。

区分	内容
平常時	- a 防災知識の普及・意識の高揚 - b 防災訓練の実施 - c 危険施設等の点検 - d 防災資器材の整備 - e 避難行動要支援者支援対策（第3部第10章参照） (a) 高齢者、障がい者等要配慮者の把握 (b) 地域での支援体制づくり - f 消防水利の把握
災害時	- a 情報の収集・伝達 - b 出火防止、初期消火活動 - c 被災者の避難誘導 - d 負傷者の救出・救護・搬送 - e 給食、給水活動 - f 高齢者等の介護、安否確認

オ 組織への助成

区では、各組織に対し円滑な運営及び充実強化を図るため、運営助成金や資器材等の助成を行っている。

区分	内容
住民防災組織運営助成金	組織の活動に対し、その経費の一部を区が補助する。
区民消防隊運営助成金	区民消防隊の運営経費の一部を区が補助する。
訓練奨励費	住民防災組織及び区民消防隊の訓練に対し、訓練奨励費を支給する。
資器材等の整備	組織運用に必要な資器材等を、昭和51年度より整備しているが、必要に応じて現有資器材の再整備や修繕、新たな資器材の導入検討を行う。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.1.2 住民防災組織配備資器材一覧

カ 自衛消防組織との連携

大規模災害が発生すると、住民防災組織は、迅速に活動を開始する必要があるため、近隣事業所に設置されている自衛消防組織との協力態勢を構築しておく必要がある。

したがって、住民防災組織は日頃から防災訓練や行事等を通じて、近隣事業所との交流を深めるよう努めるものとする。

キ 地域特性に応じた地区防災計画（コミュニティ防災の推進）

ワークショップやまち歩きなどを通じて、地区の住民や事業所などが、その地区の災害特性に応じた地区防災計画を策定し、平時の訓練などにおいて実効性を高めていく。

ク 地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

地域の防災力を向上させるため、区民、事業者等が主体的に地区防災計画を策定することができる。また、地域防災計画への位置づけが必要である場合は、地域防災計画その他区の各種計画との整合性を確認し、助言を行う。地域防災計画上、地区防災計画を位置付けることが必要な場合は、防災会議において承認し、区地域防災計画に位置付ける。一方、地域において位置付けを求める場合は、確認及び助言の上、防災会議において審議を行う。（計画提案、災害対策基本法第42条の2）。

地区防災計画を策定し地域防災計画に位置付けた地区については、区は地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。その際には、地区の消防団が積極的に関与する。

なお、板橋区防災会議の判断で位置付けすることもできるが、地区の自主性を尊重する観点から、計画提案を前提とする。地区防災計画の策定を目指す区民、事業者等に対して、区は説明会の開催等の支援、助言を行う。

〈地区防災計画の主な記載事項〉

地区毎の計画であるため、特に避難計画や地区内の役割等を規定するとともに、

次の項目を記載することが望まれる。

- ① 主体及び関係団体（町会、地区協議会、学校等協議会、事業者等及び該当区域） ②被害想定 ③基本方針 ④予防対策（防災訓練、住民や業者の日ごろからの対策等） ⑤応急対策（資材・備蓄物資対策、住民相互支援、避難方法） ⑥復旧・復興対策

※震災対策及び風水害対策が記載されることが望ましい

※内閣府「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月）参照

ケ 町連支部長の役割

町連支部長の役割は、災害時、町会・自治会の区域を越えた消火、救出等の活動や避難所運営が必要となることも予測されるので、その連絡、調整及び運営を行うものとする。

(2) 防災リーダー

ア 現況

住民防災組織の活性化及び防災活動の中核となる人材を確保するため、区民防災講習等の実施を通して防災リーダーの育成を図っている。

イ 計画目標

より多くの方が防災知識を身に付けることで、地域の防災訓練などの場で住民防災組織や防災士、防災研修受講者等と連携し、リーダー的立場として活躍する。

ウ 育成

区は、区民防災講習において新規防災リーダーを養成するとともに、防災知識や技術の向上を目的とした講習会をそれぞれ個別に実施し、防災リーダー個々の育成を図る。

※ 個別講習項目		
(1) 救出・救護	(2) 消火ポンプ操作	(3) 備蓄物資取扱い
(4) 要配慮者対策	(5) 防災対策	(6) 応急手当

(3) 区民消火隊

ア 現況

区は、地域住民の協力を得て、昭和49年度から、災害時における避難道路周辺の火災を早期に鎮圧するため、区民消火隊を組織するとともに、避難道路沿いの40の町会・自治会に可搬式消火ポンプ（C級）を配備し、消火態勢を確立している。

項目	現況
編成	可搬式消火ポンプを運用する消火隊は、原則として下記により編成する。 a 地域住民10名以内で1隊を編成し、消防署及び消防団による技術指導が行われている。 b 隊の編成は、町会・自治会単位をもって自主的に行われる。
配備基準	区民消火隊は、おおむね下記の基準により配備する。 a 住民防災組織に区民消火隊を置くことができる。 b C級ポンプ操作要領に基づいた操法体制を長期的に確立で

	き、かつ、自主的な活動ができること。 c 区民消火隊にはC級ポンプを配備し、当該住民防災組織にはD級ポンプは配備しない。ただし、既に区民消火隊と住民防災組織消火班の両体制が確立しているものはこの限りでない。 d 区民消火隊は、年に1回以上、C級ポンプの操法訓練を行うものとし、区が開催する講習会等に参加するよう努めるものとする。 e 区民消火隊が3年間にわたりC級ポンプの訓練を実施しない場合は、C級ポンプに替えD級ポンプを配備する。
区民消火隊の活動範囲	a 区民消火隊は原則として、地震による火災が当該地域内で発生した時に、街頭消火器や水バケツで消し得ない場合に、可搬式C級ポンプにより消火にあたる。 b 当該地域周辺の他の地域で発生した火災に対しても、余力がある場合には、aと同様に消火活動又はその活動の応援にあたる。 c 平常時は、ポンプ置場付近の火災で特に有効な場合に使用するものとする。ただし、可搬式消火ポンプは、町会地域内の行事警戒等の際には、幅広い活用を認め、区民に普及を図るものとする。

■参照（別冊「資料編」）資料 3.1.3 街頭消火器設置状況

イ 計画目標

区は、消防署及び消防団の協力のもとに、区民消火隊の育成指導を積極的に図っていく。

(4) 地域防災態勢の確立

震災時には、火災や救助・救急事態が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。

そのため、区は、地域における防火態勢を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があることから、次の対策を推進する。

対策	内容
事業所と住民防災組織との連携態勢	災害が発生した時、地元の住民防災組織やその構成員と近隣事業所の自衛消防組織が協力し、迅速に消火や救出等の初期活動にあたることで、被害の抑制に、より効果的なものとなる。 事業所の自衛消防組織は、当該事業所内の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。 したがって、地域防災の充実を図るため、地域の住民防災組織と事業所の自衛消防組織とが相互に協力して連携できる態勢を整備する。なお、自衛消防組織の設置が義務付けられていない小規模事業所については、地域の住民防災組織の一員として活動するよう指導する。
合同防災訓練の実施	地域の防災行動力は、区及び消防署、消防団等の防災機関と、災害時支援ボランティア、事業所の自衛消防組織及び住民防災組織等の各組織が協力してはじめて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう指導する。

■ 区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

(1) 事業所防災計画の作成指導

対象	対策
防火管理者の選任を要する事業所	事業所の消防計画に次の事項を定めるよう指導する。 (1) 震災に備えての事前計画 (2) 震災時の活動計画 (3) 施設再開までの復旧計画
防災管理者の選任を要する事業所	事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。
防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所	事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画」を公表し、作成を指導する。
その他	都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

(2) 自衛消防

事業所に対して震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

対象	対策
自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所	ホテル、旅館、大型スーパー、量販店など、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の 5 の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールや工具、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
防火管理者の選任を要する事業所	消防法第 8 条、第 8 条の 2 等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
自衛消防組織の設置義務のある事業所	消防法第 8 条の 2 の 5 により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
防災管理者の選任を要する事業所	消防法第 36 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所	火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。発災時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。 このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(3) 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

第 1 部
第 2 部
第 3 部
第 4 部
第 5 部
第 6 部
第 7 部

第3節 マンション防災における自助・共助の構築

第1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第1節「自助による区民の防災力向上」及び第2節「地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

第2 防災意識の啓発

■ 区

区は都と連携して、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページで発信したり、マンション防災に係るパンフレットを管理組合へ郵送やメールで送付を行う。

また、ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発するとともに、「東京とどまるマンション」制度を周知する。

■ 不動産会社等

不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。

■ マンション管理組合、管理会社等

マンション管理組合及び管理会社等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

第3 防災教育・防災訓練の充実

■ 区

区は都と連携して、マンション管理組合等へ防災の専門家やマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を行う。

■ 不動産会社等

不動産会社等は、マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

■ マンション管理組合、管理会社等

マンション管理組合及び管理会社等は、マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

第4節 消防団の活動体制の充実

第1 対策内容と役割分担

消防団は、東京消防庁、区をはじめとする行政機関と住民防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の充実を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都総務局	● 消防団員の確保 ● 消防団員の教育訓練
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 大規模災害団員などの制度の活用を含めた消防団員の確保 ● 消防団員の教育訓練 ● 消防団資機材・分団本部施設等の整備 ● 地域等と連携した防災対策の推進
区	● 消防団員の確保に向けた支援 ● 消防団装備品の充実 ● 消防団による地域の防火防災訓練指導の支援

第5節 事業所による自助・共助の強化

第1 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 事業所相互間の協力体制及び事業所と住民防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進 ● 事業所の事業継続計画（BCP）の作成を推進
事業所	● 災害時の企業の果たす役割を果たすため、対策を図る。 ● 事業所防災計画や事業継続計画（BCP）の作成
都総務局	● 事業所相互間の協力体制の推進
都環境局	● 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 ● 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都産業労働局	● 都内中小企業のBCPの策定を支援 ● BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ● 都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 自衛消防訓練の指導 ・ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ・ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ● 事業所防災計画の作成指導 ● 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ● 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 ● 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ● 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ● 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

第2 詳細な取組内容

■ 事業所

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
 - ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安に）、トイレ対策等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所・工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシス

- テムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ・ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
 - ・ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
 - ・ 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。
 - ・ 防火管理者の選任を要する事業所
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。
これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
 - ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所
消防法第 8 条の 2 の 5 により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - ・ 防災管理者の選任を要する事業所
消防法第 36 条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。
この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - 1) ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 55 条の 5 により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。
 - 2) 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
 - 3) 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や災害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
 - ・ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時において

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

は、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

- 事業所は事前に風水害時における対処方針を作成し、従業員を早期に帰宅させる等、帰宅困難者を発生させないように努める。発災時における対応として、避難計画を事前に作成する。
- 事業所は危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認をするともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合、防災のために必要な措置や、応急対策にかかる計画の作成等を行う。

■ 区

広報紙や防災展等様々な機会をとらえて、事業所相互間及び事業所と住民防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

第6節 ボランティアとの連携

第1 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

(1) 対策内容と役割分担

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より区民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	活 動 内 容
区	- 区社会福祉協議会等との連携による区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 - 平常時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都生活文化スポーツ局	- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 - 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 - 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
東京ボランティア市民活動センター	- 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 - 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 - 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
いたばし総合ボランティアセンター	- 区・区社会福祉協議会等との連携により、区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 - 平常時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

(2) 詳細な取組内容

■ 区

震災等の災害による被害の拡大を防止するためには、区及び防災機関の迅速、的確な対応にあわせ、区民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、区は、ボランティアによる自主的な防災活動が円滑に行える条件の整備を図るため、災害ボランティアの育成等を支援する。

なお、板橋区におけるボランティア活動及び育成を支援し、平常時に実施しているボランティア活動が災害時においても効率的、有機的に機能するシステムづくりを行う。

ア 課題

- 災害ボランティアの活動内容は、次のように多種多様であり、区民の生活全般にわたる。
 - 発災直後の災害時支援ボランティア等を中心とした救出・救護
 - 建築物応急危険度判定委員会による建物の応急危険度判定
 - 発災初期の対応と並行して、避難所の支援、救助・支援物資の仕分け、道路案内などの情報提供

- ・ 長期化した場合には、就労、借地借家、健康管理等、被災者個人に関わる対応等

- 区は、平時からボランティア振興事業を実施している日本赤十字社、板橋区社会福祉協議会・いたばし総合ボランティアセンターとの連携はもとより、社会貢献活動を行う企業等、他府県のボランティア団体や民間ボランティア団体と緊密な連携を図り、実践的に機能を果たせるように努める必要がある。
- 海外及び他府県等からの災害ボランティアの支援の受入れ態勢については、東京都と連携を図り、災害ボランティアの宿泊施設を準備する一方、外部からのボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成等が重要で、その育成支援体制を整える必要がある。
- 災害中間組織（NPO やボランティア）と連携して、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みを整備する必要がある。

イ 災害ボランティアの支援

災害ボランティアへの支援策として、下記の事業を行う。

- 災害ボランティアの受付、登録
- 区主催防災訓練時における活動機会の提供
- 自主的活動（広報啓発、災害ボランティア講座等）の支援
- ボランティアの広域連携の取組
- ボランティアの被災地支援
- ボランティアの受援体制の構築

第7節 区民・行政・事業所等の連携

第1 対策内容と役割分担

各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
区 関係防災機関	● 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ● 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ● 合同防災訓練の実施 ● 地区防災計画の作成の推進
都各局	● 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 ● 区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進
都生活文化 スポーツ局	● 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 ● 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成
都総務局	● 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

第2 詳細な取組内容

■ 区、関係防災機関

区及び関係防災機関は、行政機関、消防機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

また、住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第2章 水害予防対策

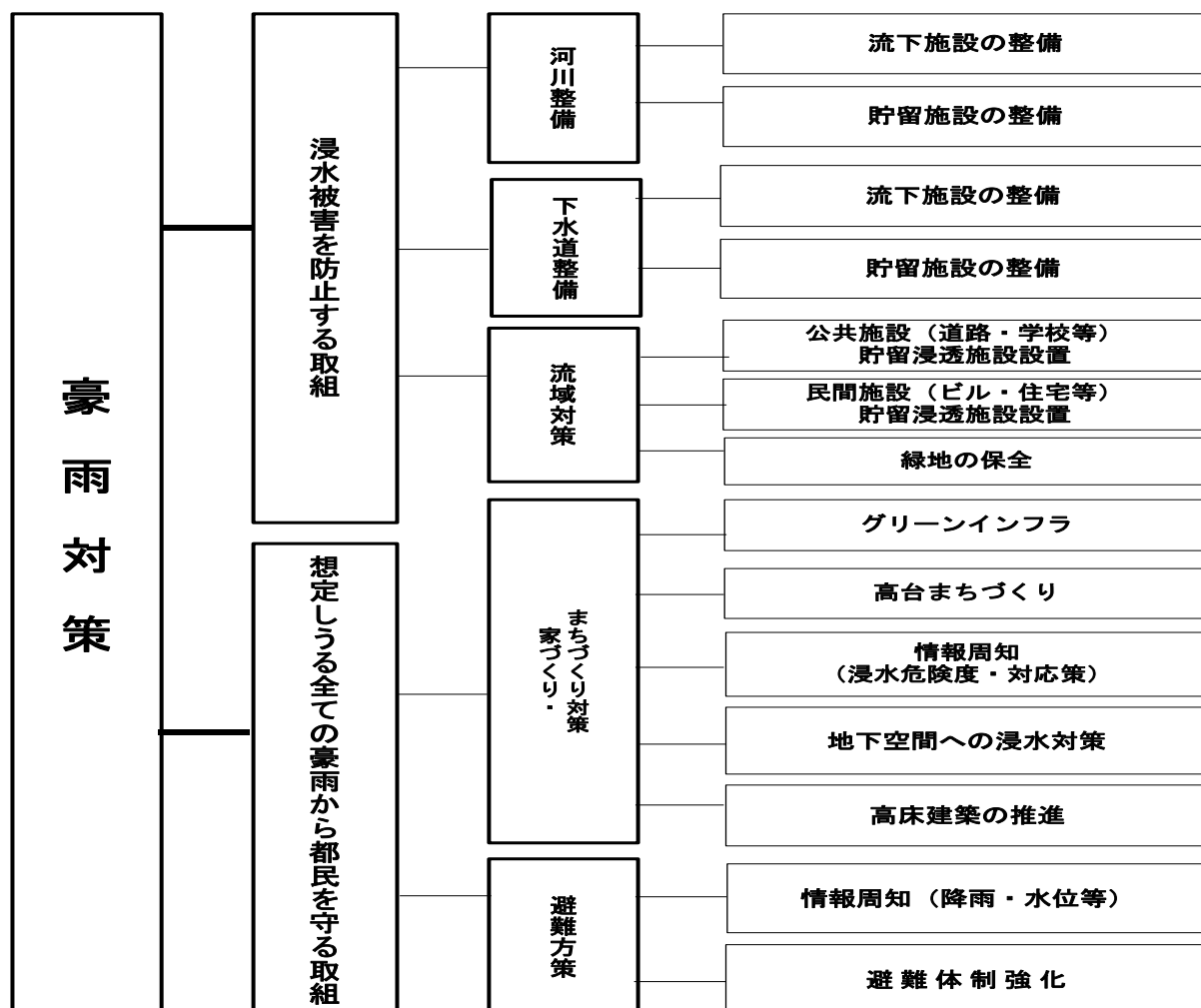
本区では、台風や集中豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。また、日本各地で竜巻等の激しい突風が発生している。

このため、豪雨対策、高潮対策、土石流対策、がけ崩れ対策、地すべり防止対策等についてそれぞれの施策を推進している。

第1節 豪雨対策

- 都は、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、「東京都豪雨対策基本方針」を平成19年8月に公表し、平成26年6月に改定した。
- 国において令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」がとりまとめられたことや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められていることを踏まえ、都は令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。

<豪雨対策の体系>



第1 東京都豪雨対策基本方針

豪雨による水害に対して、自助・共助・公助の考え方を踏まえた、豪雨対策の基本的な考え方を示したもので、豪雨対策の5つの施策である「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組を推進するための基本方針として位置づけている。

1 基本的な考え方

気候変動に伴う1.1倍の降雨量に対応するため目標降雨を都内全域で10ミリ引き上げ、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間85ミリ）の降雨に対し、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進める。

2 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止をめざす。

3 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

第2 河川の整備

1 大河川の整備

○ 大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。区内では、荒川水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。

(1) 現況

水系	現況
荒川	荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。

(2) 計画

区分	河川整備基本方針	実施計画
荒川水系	隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量7,000 m ³ /secとし、下流の内水流量700 m ³ /secを加えて、河口での計画高水流量7,700 m ³ /secとし、東京湾に流下させる。	中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。 下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。 上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。

2 中小河川の整備

- 都は、都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げたりする（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.2.1 調節池設置箇所（都計画 別冊資料より）

< 中小河川整備計画（河川整備） >

事業内容	区域	全体計画(昭和 49 年度～)	令和元年度末整備	令和 2 年度以降整備
50mm に対処する整備	区部	107.0 km	93.5 km	13.5 km

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.2.2 中小河川改修計画図（都計画 別冊資料より）

- 区部で 1 時間 75 ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の 8 施設で整備を進めている。

< 現在整備中の施設（調節池等）の概要 >

河川名	施設名称	貯留量 (m³)	着手年度
石神井川	都立城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28

- さらに、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸（地下河川）に関する検討を進めていく。

第3 雨水流出抑制施設の整備

- 都は、総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。
- 区は、降雨による水害の防止・軽減ならびに都市環境の向上を図るため、「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」（平成 6 年 5 月 1 日施行）を定めている。
要綱に基づき、建築を伴うすべての公共施設及び大規模民間施設（敷地面積が 500 m² 以上）に雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透地下埋管・透水性舗装・貯留施設など）の設置を区の総合的な治水対策の一環として指導を行っている。
また、敷地面積が 500 m² 未満の家屋等に対する雨水浸透ます設置費用の助成を行っている（浸透効果が少ない地域は除く）。
- 都は平成 19 年 8 月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東

京都総合治水対策協議会は、平成21年11月に石神井川流域、白子川流域などについて「豪雨対策計画」を策定した。

なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。

- 各計画の内容と、各局における雨水の流出抑制の取組は、別表「豪雨対策計画概要一覧表」、「都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表」、「都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況」のとおりである。「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、順次、改定や新規策定を行っている。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。
- 都は、東京都豪雨対策基本方針の対策強化流域（石神井川等の甚大な浸水被害が発生しており、豪雨対策を強化する流域）において、個人住宅等へ雨水貯留・浸透施設を設置する際の費用を区を通じて補助している。また、区による公共施設への一時貯留施設等の設置を促進するため、施設設置の実施計画策定に係る委託費や設置に係る事業費の補助を実施するなど、流域対策の強化を図っている。

<豪雨対策計画概要及び流域整備計画概要一覧表>

河川名		石神井川（改定）			
豪雨対策計画策定年月		平成 30 年 3 月			
目標年次		(当面)令和 6 年度 （長期)令和 19 年度			
現況の市街化率		87 %(平成 5 年)			
目標年次の市街化率		-			
整備目標		・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保			
流域対策	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準	
		0.05ha 以上	東京都及び 関係区市	600 m³/ha 以上	
		0.05ha 未満		300 m³/ha 以上	
	10 年後の目標	豊島区	49,000 m³	北区	33,000 m³
		板橋区	101,000 m³	練馬区	361,000 m³
		小金井市	15,000 m³	小平市	175,000 m³
		武蔵野市	14,000 m³	西東京市	112,000 m³
	計 860,000 m³				

河川名		白子川（改定）		
豪雨対策計画策定年月		令和元年11月		
目標年次		(当面)令和6年度（長期）令和19年度		
現況の市街化率		-		
目標年次の市街化率		-		
整備目標		・ 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保		
流域対策	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準

第2章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

		1ha 以上	東京都及び 関係区市	950 m ³ /ha 以上
		1ha 未満		500 m ³ /ha 以上
		0.05ha 以上		
		0.05ha 未満		300 m ³ /ha 以上
10 年後の目標	板橋区	28,000 m ³		
	練馬区	166,000 m ³		
	西東京市	81,000 m ³		
	計	275,000 m ³		

＜総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表＞

河川名			新河岸川		
整備計画策定年月日			平成 17 年 3 月 31 日		
目標年次			おおむね 10 か年		
現況の市街化率			49%（平成 15 年）		
目標年次の市街化率			（暫定） 51 %		
河川整備目標			流域対策とあわせて年超過確率 1/10 程度の降雨に対する治水安全度を確保する。		
流域対策	新規開発	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準
			1.0ha 以上	東京都・区市町、埼玉県	950 m³/ha
			1.0 ～0.1 ha	東京都・区市町、埼玉県、市町	500 m³/ha
			0.1～0.05ha	市区町	500 m³/ha
			0.05ha 未満		各戸貯留浸透対策を奨励
		目標対策量	都・県計 2,070,000 m³		
	既開発地		東京都（3 区 8 市 1 町）	275,551 m³	
			埼玉県（11 市 2 町）	575,931 m³	
合計			851,482 m³		

第4 下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、1 時間 50 ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

1 下水道普及区域の浸水対策

- 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い「板橋区小茂根、向原」「板橋区西台、徳丸」「板橋区成増」の 3 箇所を対策促進地区として選定し、1 時間 50 ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、

浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。

また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、1時間75ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。

2 「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進

- 一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地域では、1時間75ミリの降雨に対応できる施設を建設する。
- 既に施設整備を計画している地域で被害が生じた地域では、施設整備の前倒しや、既存の貯留施設の活用など可能な対策を組み合わせた整備を実施する。
- 被害が比較的小規模な地域では、区と連携し、集水ますの増設などの対策を早期に実施する。

第5 豪雨対策の重点的な実施

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。

近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえ東京都豪雨対策基本方針を令和5年12月に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、概ね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間85ミリ、多摩部時間75ミリ）の降雨に対して浸水被害の防止をめざすこととした。

- 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。

第6 住民への洪水情報の提供

1 雨量・気象情報等の即時伝達

区は、浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都より、雨量・気象情報の提供を受ける。

(1) 各管理者の役割

河川管理者（都）	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	○ 降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者（区）	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

(2) インターネット等を活用した住民への情報提供

- 区は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域の周知を行っている。また、ホームページにおいて、区内に設置した水位計・雨量計及びライブカメラの情報を提供している。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.2.3 気象観測機器設置場所一覧

資料 3.2.4 気象観測機器配置図

- 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。

また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。

- 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。

また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS 機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

- 国土交通省は、荒川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。また、荒川下流部では、河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介して地元の CATV にリアルタイムで提供している。

第7 浸水想定区域の指定及び水深の公表

- 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の改正（平成 27 年 7 月 19 日一部施行、11 月 19 日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。

＜公表済河川＞（関東地方整備局管理区間）

多摩川、浅川、大栗川	平成 28 年 5 月 30 日 指定・公表
荒川、入間川	平成 28 年 5 月 30 日 指定・公表
江戸川、中川、綾瀬川	平成 29 年 7 月 20 日 指定・公表
利根川	平成 29 年 7 月 20 日 指定・公表

＜公表済河川＞（都管理区間）

神田川、善福寺川、妙正寺川	平成 30 年 3 月 30 日 指定・公表
石神井川	令和元年 5 月 23 日 指定・公表
渋谷川、古川、目黒川、呑川	令和元年 6 月 27 日 指定・公表
境川	平成 30 年 6 月 28 日 指定・公表
鶴見川、恩田川、真光寺川	平成 30 年 10 月 17 日 指定・公表

野川、仙川、入間川、谷沢川、丸子川	令和元年6月27日 指定・公表
芝川、新芝川	令和2年5月26日 指定・公表

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.2.5 直轄河川重要水防箇所（荒川）

資料 3.2.6 水防上注意を要する箇所等（新河岸川）

第8 浸水想定区域における避難体制確保

- 水防法の改正(令和5年5月31日施行)により、区は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - ① 洪水予報等の伝達方法
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模工場等については、区の条例で定める用途及び規模に該当するもの）
- 国土交通省令で定めるところにより、上記の事項を区民に周知するため、「洪水ハザードマップ」等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。

「洪水ハザードマップ」は、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を、区民に分かりやすく提供することを前提に作成し、水防法の規定による浸水想定区域制度の円滑な実施、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進し、洪水による被害を最小限にとどめることを目的とする。

第9 地下空間への浸水被害対策

1 施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する（本章第1節第6「住民への洪水情報の提供」参照）。

2 区への支援

都は、区が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

3 地下空間管理者による情報判断

- 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区長に報告し、公表する。

- また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第10 洪水ハザードマップ等の作成・公表

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に住民へ周知することは、住民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

1 浸水予想区域図の作成

- 浸水予想区域図の目的
- ア 住民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。
 - イ 建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。
 - ウ 予想浸水深を知ることにより、住民が水害に強い生活様式の工夫を図る。
 - エ 水防活動を円滑に行うための資料とする。
- 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市町村等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、既往の東海豪雨版について平成 20 年 9 月までに都が管理するすべての河川について、作成・公表された。現在は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水予想区域図の作成・公表が完了している。
- 区及び都は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

2 洪水ハザードマップの作成

浸水予想区域図や浸水深、また避難所・避難経路などを、住民にわかりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、住民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

＜洪水ハザードマップの内容＞

内 容	活 用
○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深 ○ 避難所 ○ 避難経路 ○ 危険箇所（道路冠水常襲箇所など） ○ 要配慮者関係施設（病院、福祉施設、学校等） ○ 防災関係機関（役場、ライフライン管理者、報道関係等） ○ 防災関係施設（水防倉庫等）	○ 住民に事前配付し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。 ○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。

(1) 作成主体

洪水ハザードマップは、洪水時の住民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区が作成する。

(2) 洪水ハザードマップの作成

- 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図や浸水想定区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。
- 区は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都などの関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。

ア 洪水ハザードマップの原案作成

洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば住民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果を基に原案を作成する。

イ 防災上の課題の検討・整理

洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難経路、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。

(3) 住民への普及啓発

区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

また、中小河川のハザードマップを考慮し、集中豪雨による水害等への不安を減らすため、住民が自主的に避難できる体制をつくる。

(4) 水防計画、地域防災計画等における活用

- 区は、作成したハザードマップを水防計画、地域防災計画等において活用する。
- 区は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

第11 避難体制等の整備・確立

1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

2 資器材、物資の備蓄

区は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

3 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 区は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関と連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 区は、地下空間や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
- 区は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

4 緊急一時避難場所の整備

■参照

第5部第7章第3節「避難誘導」

第12 広報・啓発

- 区は、浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。
- 全国統一基準によるピクトグラムを使用して、小中学校等の避難所に旅行者や外国人等にも分かりやすい看板を設置する（令和6年度）。
- 国土交通省「まるごとまちごとハザードマップ」の取組や住民要望を勘案し、新河岸・舟渡・高島平・蓮根地区の電柱及び区立施設への浸水深表示を設置する（令和6年度～8年度）。

第13 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

1 防災意識の啓発

(1) 浸水対策リーフレットの配布

住民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により住民

からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

(2) 道路集水ますの点検(区、町会・自治会・住民防災組織等との連携)

道路集水ます機能を確保するため、区や町会・自治会・住民防災組織等と連携を強化する。

(3) 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組として、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など住民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

(4) 見学会や出前授業等の開催

現場見学会(幹線工事など)を開催し、住民への雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

2 関係機関との連携

(1) 区等との連携

- ・樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。
- ・浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を住民に周知する。
- ・周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。
- ・樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

(2) 消防署との連携

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通して、住民に技能を習得させる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 土砂災害対策

土砂災害対策における対策内容と役割分担（都）

各機関	内容
都都市整備局	がけ、擁壁対策、宅地の安全化
都建設局	土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策
都産業労働局	山地災害危険地の安全化

第1 がけ崩れ対策

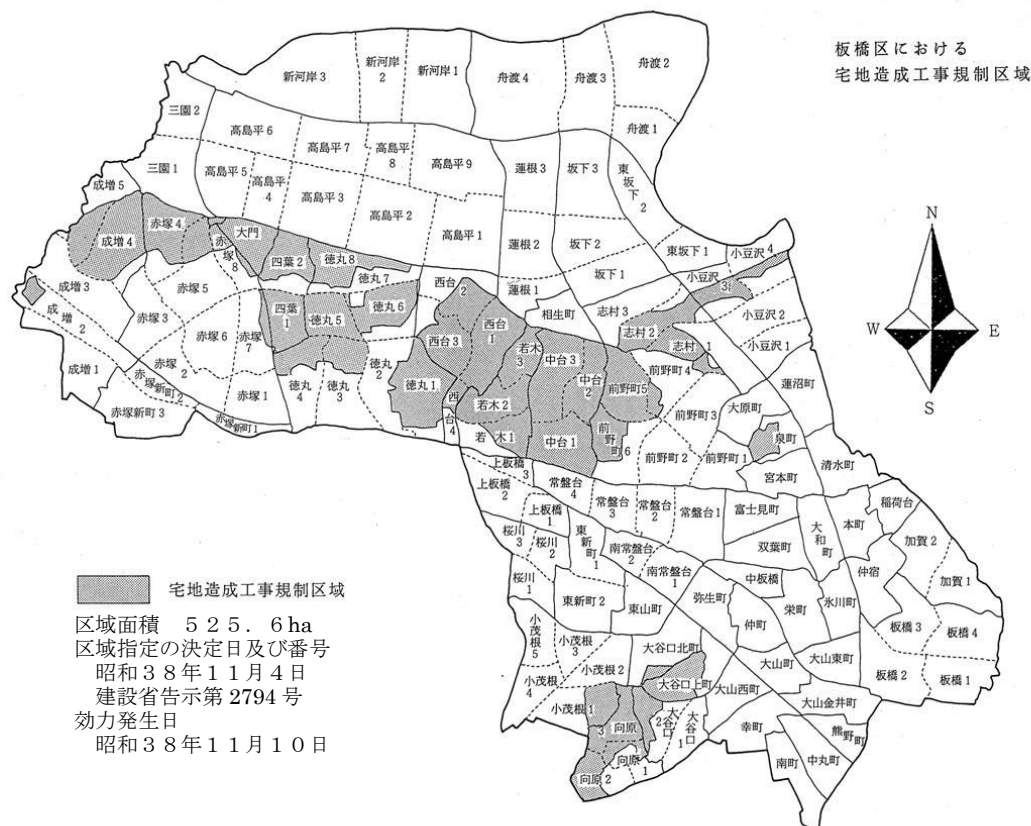
がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号、以下、「盛土規制法」という。）に基づく規制指導を行う。

1 がけ、擁壁等の安全化

- 都都市整備局・区は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成等工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び盛土規制法に基づき、がけ・擁壁について許可・指導・監督を行う。
- 既設の危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、盛土規制法に基づき、許可を必要とする宅地等についてはその保全や災害の防止について指導を行う。また、都都市整備局は、区が行うがけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識させ、その改善に結びつけていく。

2 宅地造成地対策

- 盛土規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、都知事が宅地造成等工事規制区域内として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、都知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。
- 区では、525.6haの宅地造成工事規制区域が指定されており、この法律に基づく規制を行っている（令和6年7月を目途に都が新区域を設定し、区内全域が規制区域となる予定）。



第3節 土砂災害に関するソフト対策

内容と役割分担

機関名	対策内容
区	- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 - 土砂災害警戒区域等を有する場合の避難体制の整備
都建設局	- 土砂災害防止法に基づくソフト対策 - 土砂災害警戒区域等の指定 - 土砂災害警戒情報の提供
気象庁	土砂災害警戒情報の提供

第1 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 区は、地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。

区内における土砂災害警戒区域等の指定状況（令和5年10月末時点）

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定箇所数	147※	114

※北区から板橋区にまたがる1箇所を含む

第3 土砂災害警戒情報の提供

- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
- 都建設局は、これに基づき、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に発表を開始した。

1 土砂災害警戒情報の目的

都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

2 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- 区や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。
- ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区長を利用者として考える。
- ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
- ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。
- ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
- ・ 区の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
- ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細やかな雨量情報を活用する。
- ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。
- ・ 今後、新たにデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

3 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

4 土砂災害警戒情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、土砂災害警戒情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて土砂災害警戒情報の発表を行う。

5 土砂災害警戒情報の伝達

- 気象庁は、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災 FAX 及び DIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

6 区の対応

- 区は、土砂災害警戒情報を受けた際は、直ちに住民へ伝達し、地域防災計画の定めに基づき行動する。

第4 避難体制等の整備・確立

- 土砂災害警戒区域の指定のある区は、土砂災害防止法第8条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。
避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や区の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。
- 避難指示等の発令基準について、区は「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施する。
- 土砂災害防止法に基づき、区は土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。（土砂災害防止法 第8条第1項第4号）
 - ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

第3章 噴火降灰事前対策

第1節 区民等の防災行動力の向上

区民に対して、下記の事項について普及啓発を行う。

- ① 日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- ② 降灰に備え、マスクやゴーグルなどを用意しておく。また震災時と同様に水、食料等を最低7日分程度備蓄しておく。
- ③ 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ④ 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- ⑤ 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

また、降灰による影響は健康被害や交通機能の支障など多岐に及ぶため、以下に示す降灰時の対応行動についても周知を行う。

① 健康被害への予防対策

外出する際はマスクやハンカチ、もしくは衣服で鼻と口を覆う。また、コンタクトレンズは使用せず、眼鏡やゴーグルをかける。可能な限り、常にすべてのドアや窓を閉めておく。

② 交通被害への予防対策

a 自動車運転の制限

少量の降灰でも視界が悪くなり、自動車の運転による火山灰の巻き上がりによってさらに条件が悪化する。また、火山灰は自動車の故障原因にもなるため、運転は控える。

b 運転の際の注意事項

どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を取り、ヘッドライトを点けて徐行運転を心がける。

乾いた火山灰がフロントガラスに堆積している際にワイパーを使うと、フロントガラスを傷つける可能性があるため、走行中において定期的に停車して、フロントガラスの清掃を行う。

火山灰が大量に積もった後には、800km から 1,600 km の走行ごと、もしくは大量の火山灰を浴びた後に、整備工場で清掃する。エンジンやラジエーターなどの重要部品まで毎日清掃する。

③ 建物被害への予防対策

ドアや窓を閉め、すき間風が入る窓にはテープを張る。

電化製品にはラップなどでカバーをして、周囲の火山灰が完全に無くなるまでカバーをはずさない。

下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。さらに、排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。

④ 降灰中の対応

屋内にとどまり、パニックに陥らず冷静に行動する。屋外にいる場合は、避難できる施設を探す。仕事に火山灰が降り始めてしまった場合には、火山灰が降り止むまで屋内に留まる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 火山降灰対策用資機材の備蓄

火山降灰対策用として、区では火山灰対応用防塵マスクや粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行う。また、火山灰の清掃用具としてほうき・塵取り、火山灰を回収するためのゴミ袋のほか、収集した火山灰の運搬用の折りたたみリヤカーの配備を行っていく。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 安全に暮らせる都市づくり

第1 市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進

(1) 対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 地域特性に応じた防災都市づくりを推進 ● 公園の整備 ● 緑地・農地の保全 ● 道路の整備 ● 都市計画道路の整備
都都市整備局	● 地域特性に応じた防災都市づくりを推進 ● 防災都市づくりに資する事業等の促進 ● その他の防災都市づくり事業等の推進 ● 都市空間の確保 ● 公園の整備の推進 ● 緑地・農地の保全 ● 臨海副都心の整備
都建設局	● 道路の整備 ● 都立公園の整備 ● 河川、海岸保全施設等の整備
都産業労働局	● 農地の防災機能の強化
都港湾局	● 海岸保全施設、港湾等の整備 ● 海上公園の整備 ● 臨海副都心の整備

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 対策方針

- 区は、都の施策と連携し、区の地域特性に応じた防災都市づくりをめざして、市街地の不燃化などの防火対策を推進する。
- 区は、これまでのさまざまな地震災害の教訓を活かし、将来起こりうる大規模な地震を想定し、事前対策として、建物の倒壊や延焼を防ぎ、安全に避難でき、被災後の応急対策から復旧復興が効果的に行える、地震災害に強い都市づくりに取り組む。

＜区の対応＞

区分	施策
(ア) 防災上安全な建物づくりの推進	a 倒れにくい建物づくりの推進（住宅の耐震診断や耐震工事に係る助成制度の活用、公共建築物等の耐震改修） b 燃えにくい建物づくりの推進（防火地域や新たな防火規制区域の追加等） c 屋外空間の防災性の向上（接道部の緑化(生垣化等)によるブロック塀倒壊の解消、行き止まり道路の解消等）
(イ) 燃え広がらない市街地づくり	a 避難経路となる幹線道路沿道や後背地を含めた地区の不燃化の推進 b 防災街区整備地区計画等による不燃化の推進
(ウ) 安全な避難手段や防災拠点の確保	a 避難経路や避難地等の防災拠点の確保 b 避難生活の拠点となる学校や行政機能の中核を担う庁舎等の防災拠点の耐震性の強化 c 救出・救助や復旧活動に必要な資機材や避難生活支援等に係る毛布や災害用トイレ等の備蓄の確保、訓練等の活用等 d 防災拠点を結ぶ緊急輸送路のネットワーク化

イ 防火対策の推進

(ア) 計画方針

板橋区は、木造建築物の密集及び狭小な道路の地域を有しているほか、住宅と工場が混在している地区もあり、震災時の火災延焼の危険性が高くなっている。このため区は、建築物の不燃化や市街地整備を積極的に推進し、火災の延焼拡大防止及び安全な避難道路の確保に努めるものとする。

一方、消防活動においては、区民による初期消火とともに、消防署、消防団による消火活動が円滑に行われることが重要である。

したがって、消防用車両の進入が可能な道路整備と、震災等における消防水利の確保を図るとともに、防火貯水槽等の整備を促進する。

(イ) 計画目標

(a) 市街地の不燃化

市街地の出火・延焼の危険性を減少させるため、「板橋区都市づくりビジョン」、「板橋区都市防災不燃化計画」、「東京都防災都市づくり推進計画」に基づき、都と連携し、次の事項を重点として不燃化を計画的かつ効果的に推進する。

事項	内容
木造建築物の密集地区整備（面的整備）	木造建築物の密集地区では、居住環境の改善、オープンスペースや生活道路の整備に合わせて、不燃化の促進を図る。
駅周辺地区等の整備（拠点整備）	木造建築物が密集する駅周辺等では、市街地再開発事業（大山町ピッコロ・スクエア周辺地区、大山町クロスポイント周辺地区、上板橋駅南口駅前東地区、上板橋駅南口駅前西地区、板橋駅西口地区、板橋駅板橋口地区）等を推進し、共同化による建築物の不燃化、オープンスペースの確保に努めるものとする。

延焼遮断帯の整備 (線の整備)	- 避難道路周辺及び都市防災構造化対策事業計画に基づく避難道路周辺の建物の不燃化を促進することにより、延焼を防止し、避難時の安全性を高めるため、延焼遮断帯を整備するとともに延焼遮断帯に囲まれた地区の防災機能の向上を図る。 - この他、各種整備事業により、公共施設やオープンスペースを確保し、災害時の救援活動、物資運搬配付などが円滑に行えるよう配慮することも必要である。 - 道路整備と一体的に進める沿道まちづくりに基づき、主要な都市計画道路の整備を進め、延焼遮断帯の整備を図る。
--------------------	---

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.4.1 防災都市づくり推進計画の基本方針 概要

(b) 防火貯水槽等の整備

防火貯水槽等の消防水利については、公共施設や住宅団地等の建設にあわせて、整備を推進する。

(c) 生活道路等の整備

生活道路等については、消防活動を容易にし、避難にも安全な道路を確保するため、住環境改善整備の各事業に合わせるなどして、狭隘（あい）道路等の解消に努める

第2 河川管理施設等の整備

■ 区

公共土木施設の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

第3 高層建築物における安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性の確保
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 - 関係事業所に対する対策の指導
警視庁 第十方面本部 各警察署	高層建築物における避難誘導、救出救助活動等の適正化
都都市整備局 指定確認検査機関	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性の確保

(2) 詳細な取組内容

- 対策方針
 - ・高層建築物において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
 - ・首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。
 - ・このため、都、区、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。

■参照

第3部第4章第2節第2「エレベーター対策」、第3「落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」

■ 区、関係機関

区等は、建築基準法等に基づき、高層建築物について、安全確保のための措置をとる。

対象	実施主体	内容
高層建築物の建築	都都市整備局 区 指定確認検査機関	建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
既存の超高層建築物	都都市整備局 区	建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

第4 がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● がけ・擁壁、ブロック塀等の安全化 ● 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ● 農地・農業用施設の安全対策
都都市整備局	● がけ・擁壁等、ブロック塀の安全化 ● 宅地の安全化
都産業労働局	● 山地災害危険地の安全化 ● 農地・農業用施設の安全対策
都建設局	● ハード対策（土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策） ● 土砂災害防止法に基づくソフト対策
都環境局	● 保全地域の急傾斜地崩壊対策
都各局	● ブロック塀等の安全化

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア がけ・擁壁、ブロック塀等の安全化

区は、がけ・擁壁等の安全化のため、次の防災措置を行う。

- a がけ、擁壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため、がけ等に関する指導用パンフレットを参考にして区民へ啓発周知に努める。
- b 区民が建築する場合、安全適正な建築ができるよう「建築のてびき」のパンフレットを用意し、区民へ周知するとともに、常時相談に応じる。
- c 危険ながけ地などは、改善の指導を行う。また、がけ地付近に建築物を建築する場合は、安全な擁壁を設けるか、又は、がけ崩れにより建築物が被害を受けないよう安全な構造とするように指導する。
なお、がけ地に関係のある者から申し出がある場合は、現地調査のうえ指導する。また、パトロール等でがけの危険性を確認した場合は、改善の指導を行う。
- d 区が実施した実態調査の結果で、危険度が高いブロック塀等の所有者等へ注意喚起の啓発周知を行い、改善指導に努める。

イ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、農地・農業用施設災害等防止

区は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

第1 建築物の耐震化の促進

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名		対 策 内 容
区	都市整備部	● 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進
	各施設管理部署	● 公共建築物等の耐震化
都各局		● 公共建築物等の耐震化
都主税局		● 税制面での耐震化支援
都都市整備局 都住宅政策本部		● 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進
都保健医療局		● 東京都災害拠点病院の耐震化
都福祉局		● 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 建築物の耐震化

(ア) 計画方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した板橋区耐震改修促進計画（平成20年3月策定。平成28年度・令和3年度改訂。）により、住宅・建築物の耐震化を計画的・総合的に促進していく。

<住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標>

建築物の種類	耐震化率	
	現状※ 令和2年度末	目標 令和7年度末
住 宅	86.1%	おおむね解消
民間特定建築物	91.4%	95%
一般緊急輸送道路沿道建築物	85.7%	90%
特定緊急輸送道路沿道建築物	90.8%	100%

※平成30年住宅・土地統計調査をもとに、東京都の推計方法に準じて算定した推計値等

(イ) 防災措置指導

(a) 危険建築物の措置指導

1) 建築物の防災査察

防災措置の不十分な建築物による人身事故を未然に防止するため、危険建築物の防災査察を実施し、改善指導する。

2) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する特殊建築物等について、防災上適正に維持保全させるため、建物所有者にその状況の調査結果を定期的に報告させ指導する。

(b) 一般建築物及び工作物の措置指導

1) 建築物等の位置、構造、設備について建築基準法関係法令に基づき定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

2) 敷地形態によるもの

敷地形態	措置指導内容
幅員4メートル未満の狭小な道路	ア) 建築基準法に基づき避難上、通行安全上幅4メートル以上必要とされる道路で、現況幅員4メートル未満の狭小な道路は、中心から2メートル後退した線を道路境界とし、道路内に建築物、工作物等を設置しないよう指導する。 イ) 防災上等の安全性を高めるため、その後退部分の道路整備について積極的に理解と協力を求める。 ウ) 大規模建築物等の計画に際しては、最小幅員として4メートルを確保するよう指導を行う。

- 3) 一般建築物等については、防災上の視点から、補強等の指導を行うものとし、災害時の迅速な復旧活動に支障を生じないようにする。また、特定建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導・助言等を行う。

(ウ) 公共施設防災計画

(a) 防災計画

今後、建設する公共施設（区有施設）については、可能な限り防火貯水槽、備蓄倉庫等を設置することとする。

(b) 既存公共施設の耐震補強

公共施設は、地震等による災害から防護することが必要である。なお板橋区においては、板橋区耐震改修促進計画に基づき、計画の対象となる公共施設について平成30年度までに耐震化を完了させている。

(c) 消防水利等の整備

公共施設内に防火貯水槽及び消火栓その他の消火設備の整備を推進する。

(d) オープンスペースの確保

震災時において、避難時の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは「防災に強いまちづくり」の基本的課題である。このため、公園・児童遊園の整備を推進する一方、公共用地の確保、緑地・農地等の保全に努める。

(e) 建造物防災訓練

消防法施行令別表第1に示す防火対象物の防火管理者は、建造物の各災害別の防災訓練を事業所消防計画等に基づいて次表を参考に実施する。

訓練を要する対象物	訓練の時期及び回数	
	火災	火災以外の災害
消防法施行令別表第1の1項～4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、又は16項の2に該当する防火対象物で収容人員30人以上のもの	2～3月1回 11～12月1回	6～9月1回
収容台数50台以上の車庫、駐車場	2～3月1回 11～12月1回	6～9月1回
重要文化財	1月下旬1回 11～12月1回	6～9月1回
上記以外のもの	2～3月1回 11～12月1回	6～9月1回

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.4.2 消防法施行令別表 1

資料 3.4.3 防火対象物の現況表

イ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。
- 建物所有者は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。
- 区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行うとともに、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。
また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。
- 耐震性の低い旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）で建てられた民間の特定建築物及びマンションの所有者に対して、耐震化の必要性を積極的に訴えかけるとともに、費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図り、耐震化を促進する。また、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
なお、マンションについては、耐震診断・耐震改修にあたっては、区分所有者等の合意形成が必要なため、耐震化に向けた合意形成を支援していく（マンション長寿命化を促進するため、共用部分を修繕、改良する管理組合に対して利子補給する東京都の制度であるマンション改良工事助成について、区は周知に協力する）。
- 耐震化を考えている区民等に対して、建築士等のアドバイザーを派遣して、耐震化に関する相談や情報提供などを行う。（非木造建築物に限る。）

ウ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路等沿道の建築物については、倒壊による閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や区民の円滑な避難を確保するため、啓発活動を強化するとともに、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
- 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、大規模災害時に救急救命活動や物資輸送に使用する特に高い公共性を有する道路を「特定緊急輸送道路」と指定し、この道路沿いの対象建築物に対して耐震化状況報告と耐震診断の実施を義務化している。区は都と連携し、費用の助成や相談体制の充実、建築物所有者への働きかけや情報提供を行い、耐震化を促進する。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.4.4 都が実施する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

エ 戸建住宅等の耐震化

- 住宅の耐震化を促進するためには、建物所有者自らが建物倒壊の危険性を認識し、耐震化の必要性を自らの問題として認識することが出発点である。このため区は、耐震性の低い旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）又は一部の新耐震基準（昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前）で建てられた住宅の所有者に対して、耐震化の必要性を積極的に訴えかけるとともに、費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図る。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.4.5 都が実施する戸建住宅等の耐震化

第2 エレベーター対策

(1) 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 都市整備部	● エレベーターの閉じ込め防止機能の向上
医療機関	● エレベーターの閉じ込め防止対策
都	● 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都都市整備局	● エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発 ● 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築
都住宅政策本部	● 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築
日本エレベーター協会	● 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ● 都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ● 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築

(2) 詳細な取組内容

ア エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(ア) 区施設

■ 区

- 区は、区施設へのエレベーター閉じ込め防止機能の設置を行うとともに啓発、促進し、安全性を向上させる。
- 東京都地域防災計画に基づき、今後、震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制を確立し、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。
- 区では、エレベーター内での閉じ込め対策として、区施設の全エレベーター内に防災用品を詰めたキャビネットを設置し、維持する。

＜エレベーター閉じ込め防止装置＞

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

（イ） 民間施設

■ 医療機関

医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

■ 区

区は、百貨店、病院など不特定多数の人が利用する民間施設の所有者等に対して、エレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう関係団体等を通じて要請する。

■ 日本エレベーター協会及び協会加盟の各メーカー

- 日本エレベーター協会は、加盟各社に災害時の閉じ込め防止装置設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
- 日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

イ 救出体制の構築

■ 区

- エレベーター事故が発生した際の、エレベーター保守管理会社及び建物管理者に対して、エレベーター閉じ込め防止対策を講ずるよう連絡体制を強化する。
- エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等でなくエレベーター保守管理会社への連絡を優先することを広く周知する。

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進 ● 区民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類の転

機 関 名	対 策 内 容
	倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進 ● 屋外広告物に対する規制
都市整備部	● 建築物の天井等の落下防止対策を推進
都各局	● 都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ● 関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 ● 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都生活文化スポーツ局	● 美術品等の転倒・落下防止対策の推進
都都市整備局	● 建築物の天井等の落下防止対策を推進 ● 屋外広告物に対する規制
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ● 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知
国土交通省 総務省 都市再生機構	● 専門技術者向けの手引及び住民啓発用パンフレットの作成・普及

(2) 詳細な取組内容

ア 家具類の転倒・落下・移動防止対策

■ 都、区

都及び区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

■ 区

区は、高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。また、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、区民の利便性を図るよう努める。

イ 建築物の天井等の落下防止

■ 区

建築物の天井等の落下による人身事故を未然に防止するため、建築物の所有者や管理者に対して、建築物の維持管理の重要性について周知啓発に努める。

第4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所有者 管理者	● 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ● 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ● 文化財防災点検表を作成
区	● 文化財防災計画を立てる
都教育庁	● 文化財所在リストを整備

(2) 詳細な取組内容

ア 文化財防災計画

■ 区

(ア) 施設の現況

文化財は区民にとってかけがえのない財産であり、区の歴史、文化等を正しく理解するため欠くことのできないものであって、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることに鑑み、その文化的価値が災害等によって失われることのないよう必要な措置をとることとする。

(イ) 事業計画

(a) 全般計画

- 1) 文化財が貴重な国民的財産であることを普及させるための措置を講ずる。
- 2) 指定対象物の内外におけるたき火等の裸火使用、喫煙、危険物品の持ち込み等要禁止措置及び消防上必要な諸施設の充実を図る。
- 3) 関係者に搬出用具等を整備させるほか、災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図り防災措置の確立を期する。

(b) 実施計画

毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識の高揚を図る。

第3節 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
都各局	● 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
都財務局	● 都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備
都財務局 都都市整備局	● 応急危険度判定の講習等を実施
都総務局	● 公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備
都教育庁	● 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整
社会公共施設の管理者	● 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施方法を確保

第2 詳細な取組内容

ア 判定対象施設

社会公共施設等とは、①都立・区立等の公立施設、②民間公共的施設 を総称している。

イ 判定実施体制の整備

- 防災上特に重要な建築物については、迅速な判定が実施できるよう、リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備するなど、実施体制を整備する。
- 講習会等により、応急危険度判定の意義及び判定基準についての周知を図る。

第4節 液状化、長周期地震動への対策の強化

第1 液状化対策の強化

(1) 対策内容と役割分担

液状化の被害の発生を見据え、建築物や公共施設等の液状化対策、区民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
区 危機管理部	● 避難場所・避難所の対策
政策経営部	● 区有公共建築物の対策
都市整備部	● 液状化予想図・地盤柱状図の情報提供 ● 地盤調査方法・対策工法などの情報提供 ● 民間建築物の対策と確認申請時の指導 ● アドバイザー育成など相談体制の整備
土木部	● 道路、橋りょう、河川、公園等の公共施設の対策 ● ライフラインの対策（道路占用企業の対策の把握）
都各局	● 公共建築物に対する液状化対策
都都市整備局	● 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ● 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都建設局	● 見直した「東京の液状化予測図」を都民に情報提供
都水道局	● 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施
都下水道局	● 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 液状化のおそれがある区域の安全確保

■ 区

- 危機管理部は、液状化のおそれがある区域の避難場所、避難所の安全性の検討を行う必要がある。その検討を踏まえて、避難場所の指定見直しの都要望等の検討も必要となる。
- 区は、液状化のおそれがある区域の区有公共建築物等の工事を行う際には、液状化対策として建築物を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、液状化対策を促進する必要がある。
- 都市整備部は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある区域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく必要がある。
- 都市整備部は、液状化対策の強化のため、アドバイザーの育成や相談体制の整備を検討する必要がある。

イ 道路、橋りょう、河川、公園等の被害防止

■ 区

土木部は、道路、橋りょう、河川、公園等の公共施設の液状化対策について、調査・研究を行う必要がある。また、ライフラインを設置している道路占用企業

の液状化対策を把握する必要がある。

ウ 液状化に係る情報提供

■ 区

- 都市整備部は、東京都の液状化予想図の内、板橋区の区域について、分かりやすく拡大等を行い、既存地盤調査データを活用して、地盤柱状図を加えた、板橋区の液状化予想図を作成する必要がある。
- 都市整備部は、東京都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用して、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、区民に情報提供を行う必要がある。

第2 長周期地震動対策の強化

(1) 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都総務局	● 長周期による危険物対策についての九都県市連携 ● 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者周知
都財務局	● 都庁舎への制振装置の設置による耐震安全性の向上
都都市整備局	● 高層建築物等について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導 ● 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者周知
東京管区气象台	● 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

第5節 出火、延焼等の防止

第1 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 消防水利の整備 ● 消防活動路の確保
都	● 消防水利の整備 ● 消防活動路の確保
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 消防水利の整備 ● 消防活動路の確保 ● 消火活動が困難な地域への対策 ● 火気使用設備・器具の安全化 ● 電気設備等の安全化 ● その他出火防止のための査察・指導

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 火災の拡大防止

(ア) 消防水利の整備

- 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- 防火貯水槽等の消防水利については、公共施設や住宅団地等の建設にあわせて、整備を推進する。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.4.6 消防水利の現況

第2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

危険物等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

(1) 対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	● 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ● 石油等危険物施設の安全化

イ 高圧ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	高圧ガス保管施設の安全性確保

ウ 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
区 事業者	毒物・劇物による危害未然防止
都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁 保健所設置市	毒物・劇物による危害未然防止

エ 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	- 化学物質による被害防止 - PCB 保管事業者の明確化

オ 放射線等使用施設の安全化

- 放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。
- 区では、放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報を有していないが、災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。

機 関 名	対 策 内 容
区 資源環境部	災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。
都保健医療局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都保健医療局 都産業労働局	- 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 - 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

カ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	- 区民、作業員、ボランティア等への広報 - 協定締結団体等との体制の構築

(2) 詳細な取組内容

ア 石油等危険物施設の安全化

■ 東京消防庁等

(ア) 現状

区内の石油等の危険物施設は、製造所、貯蔵所等 1,208 施設（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物を含む。）ある。

<危険物施設の現況（令和5年3月現在）>

区分			板橋	志村	計
製造所			0	11	11
貯蔵所	屋内貯蔵所		8	70	78
	屋外タンク貯蔵所		0	6	6
	屋内タンク貯蔵所		4	22	26
	地下タンク貯蔵所		17	42	59
	移動タンク貯蔵所		4	18	22
	簡易タンク貯蔵所		0	0	0
	屋外貯蔵所		0	20	20
取扱所	給油取扱所	自家用	2	14	16
		営業用	12	20	32
	販売取扱所		13	5	18
	一般取扱所		20	42	62
	少量危険物貯蔵取扱所等		359	499	858
合計			439	769	1,208

(イ) 石油等危険物施設の安全化

- 東京消防庁等は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 東京消防庁等は、東日本大震災を踏まえ、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安全管理体制の充実、強化を図る。
- 東京消防庁等は、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取り扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

(ウ) 事業所防災計画の作成指導

東京消防庁等は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(エ) 危険物施設の防災態勢の強化

- 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災態勢の強化及び相互間の応援態勢を確立するものとする。
- 東京消防庁等は、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

- 今後も、事業所の特性を考慮した応援協力態勢を図るよう指導するとともに、事業所に対し、指導助言を行っていく。

イ 高圧ガス取扱施設の安全化

■ 都環境局

- 都環境局は施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

ウ 毒物・劇物取扱施設の安全化

■ 都保健医療局、区

都保健医療局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

■ 事業者

事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。

第3 危険物等の輸送の安全化

(1) 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 関係機関との連絡通報体制の確立
都保健医療局 区	● 法令基準に適合するよう指導取り締まりの実施 ● 関係機関との連絡通報体制の確立
都環境局	● 保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ● 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ● 移動車両の事故を想定した訓練の実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ● イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 危険物等運搬車両の通行路線の検討、整備 ● 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ● 関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業保安監督部	● 高圧ガス移動における災害予防対策の指導

第4章 安全な都市づくりの実現

第5節 出火、延焼等の防止

機 関 名	対 策 内 容
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	● 東京港での船舶による危険物荷役等における法令遵守、保安確保の指導 ● 危険物取扱岸壁・事業所及び危険物積載船への、随時岸壁の点検及び立入検査等による防災資器材の点検及び防火管理指導の徹底 ● 東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練実施、自主的な災害予防対策の確立
JR 貨物	● 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 ● 火薬類等の危険品輸送時の災害防止 ● 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 ● 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

(2) 詳細な取組内容

■ 都保健医療局、区

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。
- 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 道路及び交通施設等

第1 道路・橋りょう

(1) 対策内容と役割分担

ア 道路・橋りょうの安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋りょうの安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

機 関 名	対 策 内 容
区	耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。
都建設局	- 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 - 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 - 重点整備エリア等の無電柱化を推進。 - 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進。 - 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保。 - 分かりやすい標識整備等。
都港湾局	- 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進。 - 道路ネットワークの整備を推進。 - 緊急輸送道路の無電柱化を推進。
都都市整備局	- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進。 - 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援。
都生活文化スポーツ局	交通の安全と円滑に資する情報の提供。
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 震災時の交通情報収集方策の検討。 - I T Sを活用した震災時の交通情報発信の検討。
関東地方整備局 東京国道事務所	- 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進する。 - 首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。
東日本高速道路 中日本高速道路	道路、橋りょう等について、耐震化等の取組を推進。
首都高速道路	- 道路、橋りょう等について、耐震化等の取組を推進。 - 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成させる。

イ 緊急通行車両等の確認

災害時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害対策に使用する緊急通行車両等の確認、事前申請
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 緊急通行車両等の確認
都財務局	● 緊急通行車両（都交通局、都水道局、都下水道局、東京消防庁を除く都関係車両）等の確認
都交通局 都水道局 都下水道局	● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

(2) 詳細な取組内容

ア 道路・橋りょうの安全確保等

■ 区

(ア) 計画方針

- 震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないように、道路及び耐震性を保持した橋りょう等の整備を図る。
- 河川の溢水、氾濫等による道路の冠水及びがけ崩れ等により一時的に交通の停滞が予想されるので、暗渠改修、排水溝設置及び道路形態の改善を実施し、平素から巡回を行うことにより、障害物の除去、危険箇所の早期発見に努め災害予防の万全を期する。
- 街路灯及び街路樹等の道路附属施設については、常時巡回調査を行い状況に応じて逐次補修整備に努める。

(イ) 道路の整備計画

- 道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、災害時には、避難・救援・消防活動等重要な役割を果たすのみならず、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりを進めるうえでも重要な役割を果たしている。
- そのため、災害時に区民が避難道路を通り避難場所へ安全、円滑に避難できるよう、十分な幅員を有する道路を避難路に指定し、各法令基準や都市計画に基づき、これらの道路の新設、拡幅、幅員の確保等を行い、道路整備を促進する。
- 日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を着実にやっていく。

(ウ) 橋りょうの整備計画

a 実施方針

災害時における避難・救護活動、災害復旧活動に支障のないよう、板橋区橋りょう長寿命化修繕計画や点検結果等に基づき、橋りょうの補修工事や耐震補強工事等を実施する。

b 橋りょう・横断歩道橋の現況

(a) 橋りょう

(令和5年4月1日)

国橋	都橋	区橋	計
11	12	62	85

(b) 横断歩道橋

(令和5年4月1日)

国道		都道				区道	計
17号	254号	環6	環7	447号	その他		
17	10	2	8	11	12	14	74
27		33				14	

(エ) 道路関係施設の安全対策

a 無電柱化推進計画

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市防災の向上を目的として策定した無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を図る。

令和3年度現在、区道の無電柱化の整備状況は区道約 683km のうち、電線共同溝以外の無電柱化路線を含め、整備完了が約 2.6km（地中化率 0.38%）となっている。

イ 緊急通行車両等の確認

■ 区

- 災害応急対応に用いる車両について、緊急通行車両の事前申請を行う。

第2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都交通局 東武鉄道 東上業務部 東京地下鉄	● 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 ● 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ● 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ● エレベーターの安全対策の推進
都都市整備局	● 鉄道施設の耐震対策を支援
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

第3 河川等

(1) 対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 土のう等、水防資器材の備蓄
都建設局	● 河川施設の整備 ● 土のう等、水防資器材の備蓄

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 区は水防管理団体として、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 区は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

- 緊急輸送ネットワークは、都が主体となって整備する。
- 区及び関係機関等は、災害時の活動において、人員及び物資等の輸送路の確保が必要である。
- 本項の内容は、東京都地域防災計画から転載するものであり、区及び関係機関等では、本項の内容について、日頃から把握しておく。

(1) 対策内容と役割分担

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各防災機関	● 緊急輸送ネットワークの拠点を指定する。
都各局	● 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

(2) 整備の基本的考え方

- 緊急輸送ネットワークは指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ。
- 災害時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

<緊急輸送ネットワークの分類>

分類	主な目的	内容
第一次 緊急輸送ネットワーク	区市町村、他県との連絡	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次 緊急輸送ネットワーク	主要初動対応機関との連絡	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次 緊急輸送ネットワーク	緊急物資輸送拠点との連絡	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

- 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- 緊急輸送の実効性を担保するため、交通管理者が交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」と、道路管理者が道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、水上輸送基地についても必要な整備を図る。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.5.1 緊急輸送ネットワークにおける指定拠点

第2節 ライフライン施設

第1 電気施設(東京電力グループ)

(1) 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LP ガス等の活用を促進する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進
東京電力グループ 大塚支社	● 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
都各局	● ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ● 燃料の安定調達
都環境局 都産業労働局	● コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ● 災害時における LP ガスの活用促進
都住宅政策本部	● 東京とどまるマンションの普及・推進
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導

(2) 詳細な取組内容

■ 東京電力グループ（大塚支社）

電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

設備名	電気施設関連の耐震設計基準
変電設備	機器は、動的設計（0.3G 共振正弦2波）、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上としている。
送電設備	架空電線路 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中電線路 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電設備	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。

（注） 1 G は、おおむね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル
電気施設の対策としては、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。

電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができ

る。電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

電気施設の防災計画として、水害対策、風害対策、塩害対策、高潮対策、雪害対策、雷害対策、地盤沈下対策、火災、爆発、油流出等の対策、土砂崩れ対策、地震対策及び津波対策を実施する。

■ 区

区は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。

第2 ガス施設(東京ガスグループ)

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
東京ガスグループ	- 供給停止ブロックの細分化 - 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施
ガス事業者	災害時におけるLPガスの活用を促進

(2) ガス施設防災計画

■ 東京ガスグループ

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第3 通信施設

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署	信号機の滅灯対策
NTT東日本 東京北支店	電気通信設備等の高信頼化を推進
各通信事業者	人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策構築を講じる。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導

(2) 電信電話施設防災計画

■ NTT東日本（東京北支店）

電気通信設備を確保するために、次の諸施策を行う。

- a 防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、随時、防災訓練を実施する。なお、必要に応じ、板橋区関係機関の訓練に参加する。
- b 防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう平素から関係機関と防災計画について連絡調整する。
- c 東京都指定の避難場所等に特設公衆電話を設置し、地域住民の使用に供する。
- d 通信が途絶するような最悪の場合においても最小限度の通信ができるよう非常用公衆電話を設置し、地域住民の使用に供する。
- e 都市防災上の要請にこたえて、耐震・耐火性の強い方法による共同溝へのケーブル收容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを收容している。
- f 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- g 架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。
- h 災害による孤立地帯対策として、ポータブル衛星装置、移動電源車、可搬型移動無線基地局車を主要地区に配備する。
- i 緊急防護施設の確保
 - (a) 地震対策として、交換設備、電力設備その他営業所屋内の主要設備の倒壊を防止するための措置を徹底的に実施する。
 - (b) 火災対策としては、防火扉・消火栓・消火器等の点検整備をする。
- j 区が指定した避難所（小中学校・公民館等）のうち区から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
- k 地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

第4 水道施設

(1) 対策内容と役割分担

水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都水道局 北部支所 板橋営業所	● 水道施設の耐震化の推進 ● 管路の効果的な耐震継手化の推進 ● バックアップ機能の強化 ● 自家用発電設備の新設・増強

第5 下水道施設

(1) 対策内容と役割分担

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道管とマンホールの接続部の耐震化やについて、対象を拡大し、対策を推進 ● マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ● 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 ● 水再生センター、ポンプ所の耐震化 ● 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ● ネットワーク化の推進 ● 大都市間の相互応援体制の構築 ● 区と連携した応急復旧体制を強化・充実 ● 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ● 災害復旧用資器機材の整備

第6 ライフライン事業者との連絡体制の強化

都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立する。

第7 ライフラインの復旧活動拠点の確保

(1) 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。
都総務局 都財務局 都港湾局	● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。

第8 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、区、都、関係機関は、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入や LP ガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフライン施設

機 関 名	対 策 内 容
区	避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置
東京ガスグループ ガス事業者	- ガス設備の耐震化と供給継続性向上 - 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 - 災害時におけるLPガスの活用を促進
都水道局	自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化
都下水道局 西部第二下水道事務所	非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対する自己電源の増強
警視庁 第十方面本部 各警察署	防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備促進
都各局	- ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 - 燃料の安定調達
都環境局 都産業労働局	- コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 - 災害時におけるLPガスの活用を促進
都住宅政策本部	東京とどまるマンションの普及・推進

(2) 詳細な取組内容

■ 区

電気、ガス等のライフラインが停止した場合にも避難所の運営体制を確保できるよう、避難所施設における非常用電力の確保及び燃料調達体制の整備を推進する。

また、区の行政機能を維持できるよう、庁舎等の区の防災拠点においても非常用電源の確保を推進する。あわせて、事業者等と連携し、燃料調達体制の整備を推進する。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 初動対応体制の整備

第1 対策内容と役割分担

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。
- 発災時は、区（災対）各部はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。
- こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用する。東京都が定めた「首都直下地震等対処要領」を踏まえ、整合のある対応を検討していく。
- これまでの災害の教訓等を踏まえ、応急対策の分野ごとに検討を行い、区災害対策本部機能を適宜強化するとともに、男女共同参画や多様な視点を踏まえた態勢の構築に努める。
- 引き続き、地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築するため、総合防災訓練等を実施していく。

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 区防災訓練の実施
都総務局	○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 総合防災訓練の実施

第2 詳細な取組内容

(1) 活動庁舎の整備（板橋区本庁舎（板橋区防災センター））

■ 区

板橋区防災センターは、板橋区を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。なお、赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設として整備する。

発災時に備え、適切に保守点検を行い、機能維持を図っていく。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 初動対応体制の整備

項 目		本庁舎	
		北館	南館
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上14階	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 地下1階地上7階
面積	敷地	7,296.44m ²	
	延床	27,831.93m ²	13,254.31m ²
電気設備		高圧受変電設備 6,600V ・ 契約電力 1,700kw	
		高圧変電設備 電気室 1か所	高圧変電設備 電気室 1か所
非常用発電設備		ガスタービン発電機 1,000kva ×1台 燃料タンク 20,000L（特A重油）	ガスタービン発電機 625kva× 1台 燃料タンク 30,000L（特A重油）
		停電時、庁舎の重要施設（中央監視室、防災センター、防災機器、非常用エレベータ）等へ無給油で41～72時間の電力供給が可能。	
給水衛生設備		上水受水槽 60m ³ 中水受水槽 217m ³	上水受水槽 12m ³

（平成27年4月現在）

(2) 発災時の受援及び支援体制の整備

■ 区

- 首都直下地震等で本区が被災し、他自治体等から本区に応援職員を受け入れる場合の「受援体制」について、近年の災害の教訓等を踏まえ、協定締結先の自治体とも連携し、体制の整備を図る。
- 他自治体が被災し、被災を免れた本区から他自治体へ応援職員を派遣する場合の「支援体制」（応援体制）について、近年の災害の教訓等を踏まえ、本区から派遣する応援職員の派遣体制も整備する。
- 区部が被災し、本区の被災が軽度な場合は、特別区相互協定に基づき、本区の区有施設、大規模救出救助活動拠点等を提供するなどによる後方支援体制を整備する。

事項	主な検討課題
受援体制	● 庁内の調整合体制（対応状況の把握、各部・班のニーズの把握など） ● 派遣元の自治体、都（広域調整）との情報連絡体制 ● 応援職員受入れ時の業務実施体制（指揮命令系統、業務内容等に関するオリエンテーションなど） ● 応援職員の支援体制（水、食料、トイレ、宿舎等の確保） ● 費用負担 など
支援体制	● 派遣先の自治体との情報連絡体制 ● 庁内の調整合体制（現地ニーズの把握、派遣職員の確保・調整、派遣先・派遣期間等の決定など） ● 保健師、建築・土木職、応急危険度判定士などの専門職の確保 ● 派遣元の所管における通常業務の執行体制の確保 ● 派遣職員の支援体制（情報提供、物資、メンタルヘルスケアなど） ● 後方支援の在り方（後方拠点施設など） ● 費用負担 など

(3) 区総合防災訓練

■ 区

- 関係防災機関及び区民が一体となって、総合防災訓練を実施することにより、区防災に関する各種計画等に習熟するとともに、関係機関相互の協力態勢を緊密にすることを目的として毎年実施する。
- 毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
区（小中学校を含む。） 警察署 消防署 自衛隊 地方公共機関等 区民	(ア) 発災対応型訓練 a 出火防止訓練 b 交通規制、警備訓練 c 避難訓練 d 支援物資支給訓練 e 応急救護訓練 f 初期消火訓練 g ライフライン復旧訓練 h 給水訓練 i 救出訓練 j 放水訓練 k 炊き出し訓練 l 避難所開設訓練 m 水害対応訓練 n その他の訓練（関係機関と協議し、より実践的な訓練を実施する。） (イ) 部分訓練 訓練には、習熟を図るための部分訓練も併用する。	総合防災訓練 【18地区】 毎年度実施日を定める。

(4) 区の災害時対応訓練

■ 区

ア 無線通信訓練

- 災害時において、有線通信が不能、又は利用することが著しく困難な場合における無線通信の円滑な遂行を図るため、無線機の操作等、非常時の無線通信に関する訓練を実施する。
- 主な訓練
 - ・ 防災訓練時に行う通信訓練
 - ・ 定期的に都と区を結ぶ防災行政無線の交信訓練
 - ・ 定期的に区と区有施設を結ぶ防災行政無線の交信訓練
 - ・ 定期的に防災行政無線を配置した関係機関との間で行う交信訓練

イ 職員防災訓練

災害時の初動対応力を強化するため、全庁的な職員防災訓練を実施するとともに、区災対各部による訓練を実施する。訓練は実地又は図上訓練とし、訓練の結果を踏まえ、PDCA サイクルによりマニュアル等の見直しを行い、実効性がある態勢

の整備に努めることとする。訓練は、区が単独で実施するほか、前頁の区総合防災訓練において合同で実施する等、実践的かつ効果的に実施できるよう計画する。

ウ 来庁者等の安全確保訓練

各部・課、出先機関において、各施設の消防計画に基づく自衛消防訓練と合わせ、「初動時における来庁者等の安全確保マニュアル」及び「初動時における来庁者等の安全確保訓練マニュアル」を参考に、来庁者等の安全確保訓練を年3回以上（概ね四半期ごとに）行う。

エ 職員の安否確認訓練

安否確認メールシステム（システム登録者のみ）及び電話継送表（システム登録者以外）による安否確認訓練を実施する。

第2節 業務継続体制の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区のBCPの策定
都各局	● 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 ● 各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧
都総務局	● 都政のBCPの策定 ● 区市町村、政策連携団体のBCPの策定支援 ● 各局マニュアルの整備促進

第2 詳細な取組内容

BCP（事業継続計画）とは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。

業務継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

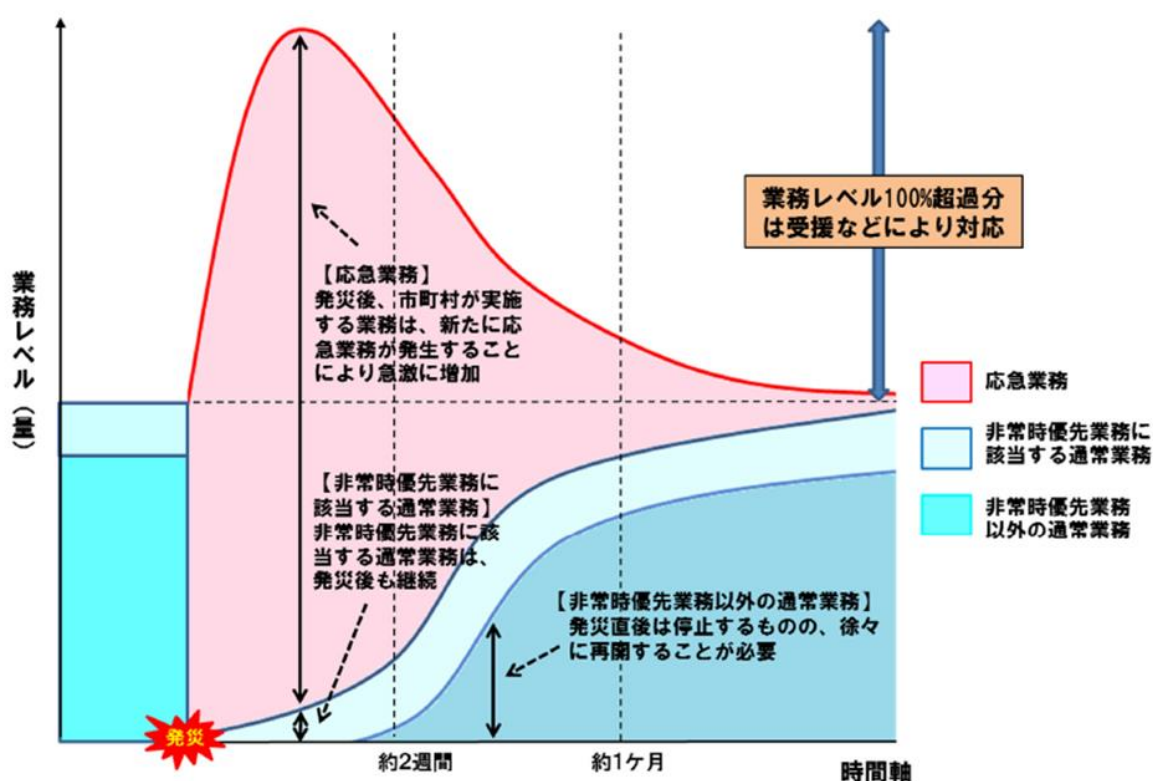
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき非常時優先業務を絞り込むこと。
- 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
- 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
- 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。
- BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。

(1) 区のBCPの策定

■ 区

- 区においては、災害時に職員が自発的に行動できる効果的なBCM（業務継続管理）体制を構築するため、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令（コマンド）を定めた初動マニュアル・Ready-Goリストを改訂する。また、上記の初動マニュアルに合わせ、全庁的な防災行動を整理した庁内タイムラインを作成する。
- 公の施設の管理運営を担う指定管理者に対して、BCPの導入を促進し、PDCAサイクルを着実に機能させるため、評価・指導・監督を行う。
- 東京都と連携し、区内事業者に対するBCPの普及啓発を行う。

【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】



第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ● 航空消防活動体制の整備 ● 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ● 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ● 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 ● 特別区消防団に対する教育訓練の充実 ● 外国人への救急対応の充実強化
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ● 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
自衛隊	● 災害派遣計画等の整備
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	● 災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化
関東地方整備局 東京国道事務所	● 関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築
関係防災機関	● 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 広域連携体制の構築

■ 区

災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、区においては他の地方公共団体と協定を締結するなど、協力態勢を確立している。

第1 交流自治体との協定

- 災害時における相互援助協定の対象自治体は、区と同一災害で同一被災地とならないよう、ある程度、遠隔地の市町村との締結に配慮する必要がある。そのため、区外所管施設のある自治体や区と縁のある自治体との間で、災害時における相互援助協定等の締結を行っている。
- 平成 11 年度には、上記協定を個々に締結している自治体間全てに係る相互援助協定を締結し、令和 3 年度までに区及び 8 県 13 自治体（栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市）に係る幅広い支援体制を確立している。
- 令和 5 年 8 月には、首都直下地震等の大災害時における区の災害関連死者数減少のため、上記協定を改定することを合意し、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在）」が可能となる体制を構築した。
- 隣接する自治体とは、平成 23 年 2 月に埼玉県和光市、令和 6 年 2 月に埼玉県戸田市と相互応援協定を締結した。
- 令和 6 年 2 月には、能登半島地震の発生に伴い、石川県金沢市と相互応援協定を締結した。
- また、直下型地震が発生した場合には、被災地域が限定される場合も考えられるので、遠隔地の自治体に限らず近隣自治体とも協定締結に向けて、必要により協議を行うものとする。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料 3.6.1 災害時における相互援助協定締結自治体一覧
- 資料 3.6.2 災害時における相互援助に関する協定
- 資料 3.6.3 板橋区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書
- 資料 3.6.4 金沢市・板橋区災害時相互応援協定
- 資料 3.6.5 板橋区と戸田市との災害時における相互応援に関する協定書

第2 特別区間における協定

災害時において、被災を免れた区、あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して、効率的かつ実効性をもって、被災区の支援にあたるよう、あらかじめ想定される相互支援の内容や被災区の負担を軽減するような方策を定め、特別区相互間で「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料 3.6.6 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

第3 民間団体等との協定

区は、災害時に民間団体等から積極的な協力が得られるよう、協力態勢の確立に努めるものとする。このため、現在、各種団体と協定を締結している。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.6.7 災害時協定団体一覧

資料 3.6.8～104 災害時における協定書等

第4 ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ

区は、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう、いたばし総合ボランティアセンターとの連携態勢の確立に努めるものとする。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第5節 応急活動拠点の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 都関係局	● オープンスペースの確保・整備 ● 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ● ヘリコプター活動拠点の確保 ● ヘリサインの整備
都総務局	● オープンスペースの確保 ● 大規模救出救助活動拠点等の確保 ● ヘリコプター活動拠点の確保

第2 詳細な取組内容

■ 区

(1) オープンスペースの確保・整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 災害時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、発災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。
- 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体的な使用方法等を策定する。
- 災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

(2) ヘリコプター活動拠点の確保

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害時拠点病院からおおむね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。
- 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や区市町村及び関係機関と連携して行う。

(3) 大規模救出活動拠点等の確保・整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ha以上の活動面積を有する施設が必要である。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、屋外施設35箇所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設25箇所を、その候補地としている。
- また、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。
- ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。
- 公園などの整備等を推進し、大規模救出活動拠点の充実を図る。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.6.105 大規模救出活動拠点等候補地一覧

(4) ヘリサインの整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

なお、平成26年度末現在において、61の区有施設においてヘリサインを整備している。

＜都が実施する取組＞

- 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。
- 都は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。区市町村においても所有する建築物等の屋上に表示を行う。
- 著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。
- ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第6節 その他区立施設の整備

各施設管理者において、地域のハザードマップ等を参照し、洪水や土砂崩れ、内水氾濫等の風水害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の風水害対策を検討し、可能な個所から順次実施する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第7章 情報通信の確保

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

第1 対策内容と役割分担

関係防災機関、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下この章において「国の現地対策本部」という。）、関係省庁等との情報連絡体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 都本部との情報連絡体制を構築 ● 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備 ● 障がい者に配慮した情報伝達方法の確立やデジタル技術の活用の推進
各通信事業者	● 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
都総務局	● 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ● 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 ● 地震計ネットワークの運用 ● 緊急地震速報の利用 ● 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ● 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ● Lアラート（災害情報共有システム）の利用 ● 地理空間情報の活用 ● SNS分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用
都各局	● 関係防災機関との情報連絡体制を構築 ● 関係省庁との情報連絡体制を構築 ● 地理空間情報の活用
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 ● 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ● 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ● 震災消防対策システムの運用
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 関係防災機関との情報連絡体制の構築
陸上自衛隊	● 都本部との情報連絡体制を構築
海上保安庁	● 都本部との情報連絡体制を構築
関東総合通信局	● 関東地方非常通信協議会の運営

第2 詳細な取組内容

■ 区

- 防災行政無線又はその他の手段により、区の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

- 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、防災行政無線の整備に努める。

(1) 防災センター

- 災害時における情報の一元的収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した「板橋区防災センター」を、区庁舎南館4階に設置している。
- 大規模発災時には、板橋区防災センターに災害対策本部を設置するため、次のように、区に関わるあらゆる災害情報の集中管理を目的に整備している。
 - ・ 常時オンラインによる河川水位、降雨量、地震、気象情報等の収集
 - ・ 防災カメラによる被害状況の把握
 - ・ 防災行政無線による地域住民への避難誘導
 - ・ 防災関係機関との情報連絡 など

(2) 板橋区防災行政無線

- 現在、災害時の通信手段として、主に各拠点間の非常通信手段として活用される「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯）」を各地域センター、土木サービスセンター、健康福祉センター等の区施設、及び小中学校、警察、消防、各ライフライン関係機関（電気、ガス、水道）や救急医療機関等に配備している。
- また、主に区民への一斉同報用として、一定規模以上の地震発生時における注意喚起や台風・ゲリラ豪雨時の注意喚起と避難指示、平常時における夕焼けチャイム放送や選挙広報等、区の緊急情報等を一斉に周知するため、「デジタル同報通信システム（デジタル 60Mhz 帯）」を整備している。（平成 25 年 3 月稼働）

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.7.1 通信連絡系統

資料 3.7.2 【デジタル同報通信システム】屋外拡声子局設置場所一覧表

資料 3.7.3 【防災行政無線デジタル移動通信システム（260Mhz）】無線機器設置場所

資料 3.7.4 デジタルMCA無線機器設置場所一覧

(3) デジタルMCA無線システム

- 現在、主に現地情報収集用として活用される「デジタル MCA 無線システム（デジタル 800Mhz 帯）」を、各地域センター、土木サービスセンター等の現地情報収集活動拠点等に配備している。
- また、本庁舎の倒壊等により、「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯）」が運用不可能となった場合における、代替非常通信手段としての役割も併せ持っている。

(4) 防災カメラシステム

災害時の映像情報収集のため、「防災カメラシステム」を構築し、リビオタワー板橋及び板橋清掃工場に観測用カメラを配備している。

(5) 気象観測システム

雨量や河川水位等について、区内各所に配置された雨量計・水位計・ライブカメラにより観測・監視することで常時情報収集を行い、台風やゲリラ豪雨等、大雨から発生する被害を未然に防止し、また、観測結果を広く情報公開をすることで、区民等に対して注意喚起を促すとともに、被害抑止と軽減を図ることを目的として、気象観測システムを導入している。

(6) 職員参集安否確認システム

- 従来の無線システムに加えて、災害時における通信連絡態勢強化のため、個人の携帯電話のメール機能を活用した、「職員参集安否確認システム」の構築を行った。
- このシステムは、区職員、住民防災組織、教職員等の携帯電話メールアドレスを、事前に本人がシステム登録し、職員等の参集・安否状況を把握するとともに、地震等の災害に関する情報、避難に関する情報等を登録者に迅速に伝達し、緊急時における情報の共有化を図ることを目的としている。

(7) 地震計ネットワーク

- 地震被害の軽減を図るためには、震度分布状況を即時に把握することにより激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る必要がある。このため、都においては、東京消防庁、気象庁及び区市町村等との地震計ネットワークシステムを構築している。
- 板橋区内では、既に板橋消防署、志村消防署に設置された地震計が、上記システムに測定値を供給しているため、距離的、地形的な面を考慮し、平成9年度に区が高島平区民事務所敷地内に地震計を設置し、都へ測定値を供給している。

(8) 防災・緊急情報メールシステム

- 事前にシステムへ登録した一般区民を対象として、気象庁が発表する各種気象情報、区で観測する雨量・水位情報、区からの緊急情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する防災・緊急情報メールシステムを構築し、非常時・災害時における情報伝達手段の一つとして活用している。
- また、「デジタル同報通信システム（デジタル 60Mhz 帯）」の放送内容については、防災・緊急情報メールシステムでも情報伝達を行い、難聴地域への情報伝達手段の補完を行う。

- それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線を利用する。
- 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。
- アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を經由して情報収集を行う。

(出典：総務省ホームページ)

<東京都防災行政無線の構成>

構成	内容
ア 東京都災害情報システム (DIS)	● 災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 ● また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。 ● クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。
イ 画像伝送システム	● 区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。 ● 災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
ウ 地震被害判読システム	● 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 区民等への情報提供体制の整備

第1 対策内容と役割分担

板橋区ホームページの災害情報の充実等により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ● 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ● ホームページ、X（旧 Twitter）、LINE 等の活用による区民等への情報伝達手段の多様化 ● Lアラート（※）の活用による区民等への情報伝達
東京電力グループ 大塚支社 東京ガスグループ NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ KDDI 各放送機関	● 発災時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立
都政策企画局	● 東京都防災 X（旧 Twitter）をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 X（旧 Twitter）により幅広く発信 ● 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備
都総務局	● 発災時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ● 防災 X（旧 Twitter）、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用
都各局	● 在住外国人等への情報の提供
都都市整備局	● 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立
都デジタルサービス局	● スマートボールを活用した情報発信 ● 東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施
都産業労働局 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局	● 発災時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
警視庁 第十方面本部 各警察署 東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供
関東総合通信局	● Lアラート等による住民への防災情報伝達システムの整備促進

※）Lアラート

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難指示などの地域の安心・安全に関する決め細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものである。

自治体は高齢者等避難、避難指示等の各情報を送信することで、Lアラートを通して放送事業者等の情報伝達者に情報が一括配信され、テレビやインターネット等を通して住民に情報が伝達される仕組みとなっている。

東京都では平成26年6月から運用を開始している。当初は「公共情報コモンズ」と称していたが、現在は改称されている。

第2 詳細な取組内容

■ 区

- 区は、固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報連絡体制を構築する。
- J-COM やエリアメール、LINE、デジタルサイネージなど様々な情報提供手段を検討するとともに、区民に情報入手方法等を周知する。
- 災害広報情報等は、地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう更新する。
- 障がいの特性に配慮した要配慮者に対する情報伝達手段の充実を図る。
- 区は、外国人への情報提供について、都の取組に協力・連携し、平常時から情報提供を行う。
- 災害時にも、障がい者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障がい者等に配慮した情報伝達方法を確立する。
- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

■ 各ライフライン

- ライフライン6社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。
- 通信事業者3社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）は、「災害時訪日外国人支援SMS」として、訪日外国人に向け、SMS を用いて動画ニュースや災害時無料 Wi-Fi等の情報を4言語で適時に配信を行う。
- 各通信事業者は、通信設備及び通信回線の耐震化、基幹の通信回線の冗長化、電気通信設備の非常用電源の長時間化を推進する。

■ 各放送機関

放送施設の整備を行う。

第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

第1 対策内容と役割分担

区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知する。
また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区	地域住民相互間の安否確認手段の周知
通信事業者	通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
鉄道事業者	- 駅における情報提供体制の整備 - ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備
都総務局	- 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 - その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
都交通局	- 駅における情報提供体制の整備 - ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備

第2 詳細な取組内容

■ 区

区は、防災意識の啓発活動を通じて、区民に安否確認手段を周知する。

■ 参照

第3部第1章第1節第2「防災意識の啓発」

■ 通信事業者

- 安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 広く区民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

■ 鉄道事業者

駅での情報提供やホームページ及びSNS等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第8章 医療救護・保健等対策

第1節 初動医療体制等の整備

第1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	- 区内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立 - 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 - 区災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区管内の関係機関との情報連絡体制を構築
都保健医療局	- 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 - 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立

(2) 詳細な取組内容

ア 区の情報連絡体制

- 区
- 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを指定している。
 - 区は、区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
 - 区は、災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、区災害医療コーディネーター、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、災害拠点病院ほか関係者が参加する、板橋区災害医療連携会議を定期的開催する。

第2 医療救護活動等の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	- 区内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保 - 医療救護所等の設置場所を確保 - 医療救護活動拠点の設置場所を確保
都保健医療局	- 東京DMA T隊員を養成 - 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 - 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMA Tの活動訓練等を実施 - 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援 - D H E A T構成員の養成 - 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 - 東京都立病院機構との調整
都福祉局	東京D P A T隊員を養成

各 機 関	対 策 内 容
東京都立病院機構	● 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備 ● 都立病院の医療救護班を整備 ● 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京DPATを整備 ● 医療機能を継続するため、都立病院のBCP（事業継続計画）を策定
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携 ● 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 医療救護班等の確保

■ 区

- 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等を編成できるように、区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会等と協定を締結している。
- あらかじめ医療救護所等を設置する場所を定めておく。
- 災害拠点病院等の近接地等、（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 医療救護活動拠点を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.8.1 緊急医療救護所一覧

イ 医療機関等の機能維持に向けた取組み

■ 病院、診療所、歯科診療所、薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ BCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。

第3 負傷者等の搬送体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	● 負傷者の搬送方法の検討 ● 医療救護所（緊急医療救護所を含む。）における傷病者の搬送体制の構築
都総務局	● 救出救助活動拠点等を選定し確保
都保健医療局	● 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ● 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ● 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ● 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	● 医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結

各 機 関	対 策 内 容
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結

(2) 詳細な取組内容

■ 区 区は、都が実施する次の取組に協力する。 ＜都が実施する取組＞ - 都総務局は、自衛隊、警察災害派遣部隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 - 都総務局及び都保健医療局は、自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 - 都（都総務局、都保健医療局、都港湾局、東京消防庁）及び区市町村は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。 - 都保健医療局は、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 - 都保健医療局は、応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。

第4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備
都保健医療局	- 薬品等の受入・調達計画を策定 - 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 - 区市町村、関係団体と連携した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

■ 区 - 区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。 - 区は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 - 区は、都が実施する次の取組に協力する。 ＜都が実施する取組＞ - 都は、区市町村及び保健所職員を対象に、ねずみ衛生害虫防除に関する講習会を開催する。 - 都は、被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。 - 区は、避難所の衛生環境を確保するための活動マニュアルを作成するものとする。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

第1 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	- 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 - 区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
区薬剤師会	- 災害時の情報連絡体制を整備 - 区薬剤師会の編成体制等を整備
災害拠点病院等	医薬品の備蓄
都保健医療局	- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 - 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 - 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 - 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備
東京都立病院機構	都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保
日赤東京都支部	日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

第2 詳細な取組内容

■ 区

＜関係機関との連携・協力体制の整備＞

- 区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結している。
- 医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結する。

＜医薬品等の備蓄＞

- 災害発生直後の医薬品等については、協定に基づき災害拠点病院等に保管を要請している。医薬品等の備蓄は災害拠点病院等が行い、区はこれを利用する。
- 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。
- 備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

＜災害薬事センターの運営体制の整備＞

- 区薬剤師会と連携して、センター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所等で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。）

＜医薬品等の調達方法の確認＞

区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.6.57 災害時の医療救護活動についての協定書（薬剤師会）

■ 災害拠点病院等

- 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3節 医療施設の基盤整備

第1 対策内容と役割分担

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

各 機 関	対 策 内 容
区	● 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練を実施 ● 区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施
区医師会	● 災害時の情報連絡体制を整備し訓練を実施 ● 医療救護班の編成体制等を整備
都総務局	● 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築 ● 近県市等との広域後方医療に関する応援体制の確立
都保健医療局	● 災害拠点病院を指定し、重症者等を中心とした受入体制を確保 ● 救急告示を受けた病院等から、災害拠点連携病院を指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保 ● 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 ● 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保 ● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保 ● 医療機関の耐震化の促進とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能の確保や事業継続計画（BCP）の策定を支援 ● 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立 ● 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施
東京都立病院機構	● 都保健医療局及び関係機関との連絡体制を確立 ● 基幹災害拠点病院である広尾病院の再整備 ● 平時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害時後方医療体制の充実強化を図る。
都水道局	● 救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化を完了（令和4年度末時点）
都下水道局	● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院について、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施 ● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施

第2 詳細な取組内容

■ 区、区医師会

平時から、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練や、区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

【区内の災害拠点病院等】

指定区分	説 明	区内の指定病院等
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)	帝京大学医学部附属病院(中核) ☆ 日本大学医学部附属板橋病院 東京都健康長寿医療センター 東京都立豊島病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	小豆沢病院、常盤台外科病院、小林病院、板橋中央総合病院、高島平中央総合病院、金子病院、板橋区医師会病院、愛誠病院、東武練馬中央病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	上記以外の区内病院

☆：東京都地域災害医療コーディネーター

【災害拠点精神科病院等】

指定区分	説 明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 遺体の取扱い

第1 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ● 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
都保健医療局	● 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ● 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ● 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ● 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化

第9章 帰宅困難者対策

第1節 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

第1 対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 東京都帰宅困難者対策条例の区民、事業者、学校等への周知徹底 「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」の設置 - 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保 - 区立小中学校による児童・生徒の安全保護のための体制整備
板橋区町会連合会 町会・自治会	- 事業者との連携体制の整備 - 町会員・自治会員に対する啓発活動の推進
板橋産業連合会 板橋区商店街連合会 東京商工会議所 板橋支部 板橋法人会	- 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 - 団体における連携協力体制の整備 - 町会・自治会との連携体制の整備
事業者、学校等	- 企業、学校等における従業員、学生等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 - 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 - 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
駅及び大規模集客施設事業者	- 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 - 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
区民	外出時の発災に備えた必要な準備
都総務局	- 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 - 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整連絡会議」を設置 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 - 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内各区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 - 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都教育庁 都生活文化スポーツ局 学校等	児童・生徒の安全確保のための体制整備
都産業労働局	中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援
都都市整備局	- 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進 - 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援
都交通局	都営地下鉄の駅における備蓄の配備

第9章 帰宅困難者対策

第1節 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 所轄の消防署は、「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」等に対しての指導・助言 ● 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言 ● 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ● 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	● 事業所防災リーダーの普及啓発への協力 ● 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ● 団体における連携協力体制の整備

第2 詳細な取組内容

「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、帰宅困難者対策に関する対策全般について、取組を推進する。

(1) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

■ 都、区

- 都及び区は、都民、事業者、学校等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、都民、事業者、学校等に周知していく。区では、都と連携し、実効性を図っていく。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、区市町村、国、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

(2) 事業者における施設内待機計画の策定

■ 事業者

ア 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

- 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイド

ライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

- その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

イ 備蓄

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所等についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。
- ただし、以下の点について留意する必要がある。
 - ・ 事業者は、災害の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
 - ・ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。
- 備蓄の考え方は、次の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところ

- 1 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 2 3日分の備蓄量の目安
 - ・ 水については、1人当たり1日3L、計9Lとする。
 - ・ 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
 - ・ 毛布については、1人当たり1枚とする。
 - ・ その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 3 備蓄品目の例示
 - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・ 毛布やそれに類する保温シート
 - ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・ 敷物（ビニールシート等）
 - ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・ 救急医療薬品類

（備考）

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

ウ 施設の安全対策

- 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 発災時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

エ 連絡手段の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

（ア） 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発

災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい

(イ) 安否確認手段

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

分類	例
固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの	災害用伝言ダイヤル（171）
固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの	・ 災害用伝言板（web171） ・ 災害用音声お届けサービス ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） ・ IP 電話 ・ 専用線の確保 等

- 事業者は、従業員等に対し、家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例)

毎月1日・15日は、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

オ 帰宅ルールの設定

(ア) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅抑制後の帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(イ) 帰宅状況の把握

事業者は従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(ウ) 事業継続への配慮

事業継続できるよう、従業員等の通勤状況や交通復旧等の把握に努め、必要に応じて、ローテーションを組むなどの対応を検討する。

※復旧以降も本数の削減や運行時間、距離等に制限が生じることを考慮する

カ 訓練

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

キ 板橋産業連合会等関係団体との連携

事業者は、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋法人会等と連携し、事業者における帰宅困難者対策を推進する。

＜取組＞

- ・ 板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋法人会は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。
- ・ 区や都、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。
- ・ 地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

(3) 駅前滞留者対策協議会等の設置

■ 都、区、関係機関

- 協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、区及び都が連携し、あらかじめ駅ごとに、区、都、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者（東武東上線、都営三田線、JR）、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- ・ 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

(ア) 組織は組織で対応する（自助）

地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。

(イ) 地域が連携して対応する（共助）

駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。

(ウ) 公的機関は地域をサポートする（公助）

地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

※ 駅前滞留者対策ガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）より抜粋

- 駅前滞留者対策協議会による取組
 - ・ 駅前滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。

- ・ 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- ・ 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS の活用も検討する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- ・ 駅前滞留者対策協議会は、平時より区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- ・ 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。
- ・ 例えば、都と区は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。
- 都との連携

都は、広域的な立場から各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び区、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催し、区は、連携を図る。

(4) 板橋区帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置

■ 区、事業者等

区内の学校関係者、産業・商業団体、大規模小売事業者・娯楽施設事業者等と新たに帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時に徒歩帰宅者の発生を抑制するための対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄、組織内での徒歩帰宅抑制の周知・普及等の具体的対策と区の支援策について検討し、災害時に各実施主体において原則対応の徹底を図る。

(5) 帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議における対策の実施

■ 区、事業者、学校等

平成 24 年に設置した 3 つの「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」（区内鉄道事業者、区内産業団体、私立・都立学校）において、警視庁、東京消防庁と連携し、帰宅困難者対策を実施する（備蓄の推進、情報提供体制の整備など）。

(6) 集客施設及び駅等の利用者保護

■ 事業者（集客施設及び駅等）、学校等

ア 利用者保護に係る計画の策定

- 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護

に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

- テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

イ 利用者保護の対応方法の検討

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
- この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人）、通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

課題	検討内容
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応	事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
外国人への対応	誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

ウ 施設の安全対策

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

エ 備蓄

各事業者は、一時滞在施設が開設されるまでの間は施設の特性や事情に応じて、当該施設で利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが求められる。

オ 訓練

- 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

カ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 都教育庁は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、区に対し、必要な措置を行うよう要請する。
- 学校等は、学校危機管理マニュアル、学校防災計画等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
- 区立小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資を備蓄する。

キ 区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
通信事業者	- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 - 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
都総務局	- 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 - 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 - 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 - 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 - 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 - 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 - 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
警視庁 第十方面本部 各警察署	適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備

第2 詳細な取組内容

■ 都、区

- 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。

■ 通信事業者

- 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

第3節 一時滞在施設の確保

第1 対策内容と役割分担

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、一時滞在施設を確保する。

機 関 名	内 容
区	- 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 - 都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションとの連携 - 地元の事業者等との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める - 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備の促進に協力
事業者団体	加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者 学校 マンション開発業者 マンション管理者等	- 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める - 帰宅困難者の受け入れをできる限りの協力 - 一時滞在施設となる場所の提供及び設置等を検討
一時滞在施設となる施設（区以外）	行政機関と連携して、帰宅困難者の受け入れをするための体制を整備
国、都、区	- 都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 - 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係防災機関へ周知 - 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 - 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化
都総務局	- 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 - 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
都主税局	民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施
都総務局 都都市整備局	都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進
都下水道局	ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.9.1 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（H27.2）の概要

第2 詳細な取組内容

(1) 一時滞在施設の確保・拡充

■ 区

区は、区が所有、管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）やマンション等の民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

ア 施設の選定基準

- a 鉄道駅や幹線道路からのアクセスが良いことを条件とし、徒歩による移動時間を考慮して一時滞在施設の間隔は、おおむね3 km 以内とする。
- b 鉄道については「都営三田線」「東武東上線」の主要駅からのアクセスを考慮する。
- c 幹線道路については「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」からのアクセスを考慮する。
- d 以下の位置・設備等施設状況を考慮して選定する。
 - (a) 区が開設する避難所との連携がとれるか
 - (b) 鉄道駅もしくは幹線道路から無理なく誘導できるか
 - (c) 食料・飲料水・防寒用品の備蓄場所が確保されているか
 - (d) 一時的な休憩ができるスペースを確保できるか
 - (e) 既存設備を活用して災害・交通・気象情報を提供できるか

イ 指定避難所との分離設置

現行の指定避難所は原則として周辺住民の避難を想定しており、更に帰宅困難者を受け入れた場合には、避難所居住スペースの狭あい化をまねき、緊迫した環境の中での避難所運営において様々な問題が生じることが懸念される。

したがって、東京都防災対応指針における一時滞在施設の考え方も踏まえ、帰宅困難者の一時滞在施設は指定避難所以外の公共施設に単独設置する。

ウ 区役所本庁舎の取り扱い

- 区役所本庁舎については、次の点を踏まえ、災害対策本部の機能に特化する。
 - ・ 区役所本庁舎は、交通結節点に所在している。
 - ・ 区役所本庁舎は、その認知度において一時滞在施設として指定することは大変有効である。その反面、区役所本庁舎は、発災時に多数の関係機関との連絡調整や関係者の立ち入りが想定されるとともに、応急対策や復旧・復興のための拠点施設になる。
 - ・ 区役所本庁舎に隣接して一時滞在施設として活用できる公共施設も集中して存在する。
- 本庁舎に訪れた帰宅困難者に対しては、求めに応じてトイレや水、災害情報などを提供し、休憩・待機が必要な場合には区役所周辺に開設する一時滞在施設へ誘導する。

エ 一時滞在施設の整備

「都営三田線」「東武東上線」「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」沿線にある区施設から、東京都が実施する災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の連携を踏まえ、（ア）の基準に基づいて、以下の12施設を整備する。

番号	施設名	所在地	立地（沿線）
1	板橋地域センター	板橋3-14-15	都営三田線・中山道
2	仲宿地域センター	氷川町12-10	都営三田線・中山道
3	大原生涯学習センター	大原町5-18	都営三田線・中山道
4	板橋東清掃事務所	東坂下2-20-9	中山道
5	熊野地域センター	熊野町40-9	東武東上線・川越街道
6	仲町地域センター	仲町20-5	東武東上線・川越街道
7	中央図書館	常盤台4-3-1	東武東上線・川越街道
8	板橋西清掃事務所	徳丸1-16-1	東武東上線・川越街道
9	成増生涯学習センター	成増1-12-4	東武東上線・川越街道
10	福祉事務所志村福祉課	蓮根2-28-1	都営三田線・高島通り
11	高島平地域センター	高島平3-12-28	都営三田線・高島通り
12	桜川地域センター	東新町2-45-6	環状七号線

オ 一時滞在施設での支援内容

- 一時休憩場所として着席スペースの提供
- トイレ・水・ブランケット・非常食の提供
- 災害・交通・気象状況等の情報の提供
- 板橋区の災害情報・地理情報等の提供
- 携帯電話充電器の提供

(2) 都との連携

■ 都、区

- 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設について、区又は都からの要請を受けて、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
- 都立の一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びWi-Fiアクセスポイントを整備する。
- 配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。

(3) 事業者等における対策

■ 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等

- 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。
- 特に、帰宅困難者対策が必要とされる駅前付近や幹線道路沿道において市街地再開発事業等の導入を検討する地区では、区や都の要請に応じて計画する施設の一部を一時滞在施設として提供することを積極的に検討し、受入可能な場合は区と協定を締結する（例：大山駅周辺地区、上板橋駅南口駅前地区、板橋駅西口地区等）
- 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれ管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【設置場所】

番号	施設名	所在地	立地（沿線）
1	杜のまちや	南常盤台 2-4-1	東武東上線・川越街道
2	東京土建一般労働組合 板橋支部会館	双葉町 36-6	都営三田線・環状七号線
3	創価学会板橋文化会館	志村 1-30-22	都営三田線・中山道
4	創価学会平和講堂	成増 1-2-10	東武東上線・川越街道
5	創価学会平和会館	小茂根 3-5-9	環状七号線
6	常盤台バプテスト教会	常盤台 2-3-3	東武東上線・川越街道
7	トヨタモビリティ東京（株） 板橋本町店	清水町 5-3	都営三田線・環状七号線
8	トヨタモビリティ東京（株） レクサスときわ台店	小茂根 3-1-3	環状七号線
9	株式会社良品計画 無印良品板橋南町2 2	南町 22-14	山手通り

【協定内容】

- ア 一時滞在施設の運営
- イ 帰宅困難者に対する飲料水・食料・毛布等の提供

(4) 行政による支援策

一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

■ 都、区

- 都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について

普及啓発に努める。

- また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

■ 都、区

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

■ 国、都、区

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 帰宅支援のための体制整備

第1 対策内容と役割分担

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機 関 名	内 容
区	● 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者へ周知 ● 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制の整備
都	● 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者へ周知 ● 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者へ周知
通信事業者	● 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ● 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者、学校	● 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ● 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ● 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ● 帰宅ルールの策定
都総務局	● 全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ● 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ● 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ● 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 ● 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置

第2 詳細な取組内容

(1) 混乱収拾後の帰宅方法の周知

■ 事業者

事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

(ア) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(イ) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援

■ 事業者、学校

事業者、学校は、都が実施する次の取組に協力、連携する。

<都の取組>

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する

また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。

- ・ 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営に関するハンドブックを事業者に配布する。
- ・ 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- ・ 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。

■ 区

- ・ 区は、本区内のみで営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。
- ・ 区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- ・ 区は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの事前把握・習熟に努める。

■ 事業者

事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、区や都等と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

(3) 徒歩帰宅訓練の実施

■ 行政機関（都、区）、通信事業者、交通事業者、事業者、学校等

- ・ 行政機関（都、区）、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- ・ 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- ・ 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

■ 区

区は、都や関係機関が計画する徒歩帰宅訓練に協力する。

(4) 帰宅支援対象道路

■ 都、区

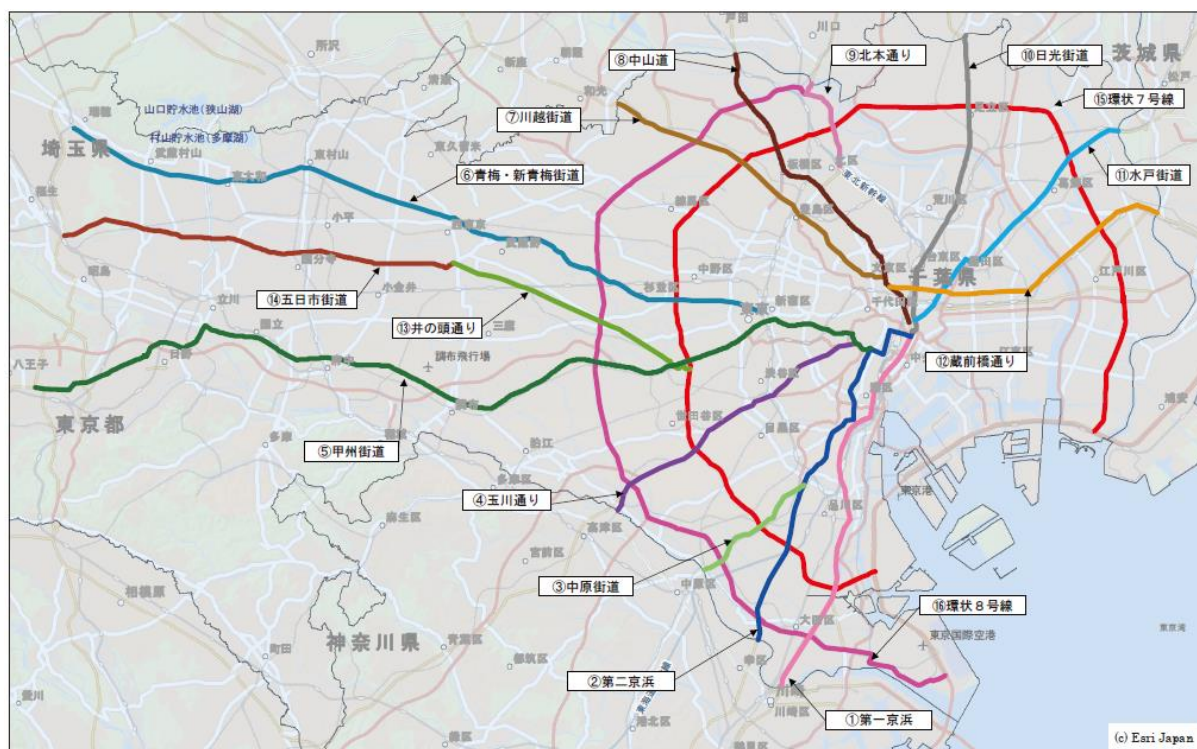
- 帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

【帰宅支援対象道路（16 路線）】

板橋区内では、「川越街道」、「中山道」、「環状7号線」、「環状8号線」の4路線が帰宅支援対象道路に指定されている。

区分	路線	
① 放射状路線	1 第一京浜	（日本橋～六郷橋）
	2 第二京浜	（日本橋元標～多摩川大橋）
	3 中原街道	（中原口～丸子橋）
	4 玉川通り	（三宅坂～二子橋）
	5 甲州街道	（桜田門～八王子）
	6 青梅街道・新青梅街道	（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
	7 川越街道	（本郷3～東埼橋）
	8 中山道	（宝町3～戸田橋）
	9 北本通り	（王子駅～新荒川大橋）
	10 日光街道	（日本橋元標～水神橋）
	11 水戸街道	（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
	12 蔵前橋通り	（湯島1～市川橋）
	13 井の頭通り	（大原2～関前）
	14 五日市街道	（関前～福生）
② 環状路線	1 環状7号線	
	2 環状8号線	

【帰宅支援対象道路（ルート図）】



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第10章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 発災時に備えた地域の実情の把握 ● 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 ● 避難場所使用に関する他の区との調整 ● 運用要領の策定 ● 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 ● 避難指示等発令基準の整備 ● 一時集合場所の選定 ● 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成 ● 避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定 ● 障がい特性に応じた避難支援体制の整備 ● 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ● 都と連携した緊急通報システム等の整備 ● 地区内残留地区での小規模火災対策
都総務局	● 広域避難誘導に関する検討 ● 訓練等を通じた防災行動力の向上 ● 避難場所等の周知に関する区市町村との連携
都福祉局	● 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ● 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ● 緊急通報システムの活用を促進
都教育庁	● 都立学校に対する避難計画の作成等指導
都関係各局	● 各施設における自衛消防訓練内容の充実 ● 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ● 外国人旅行者応対マニュアルの配布 ● 在住外国人のための防災訓練の実施 ● 在京大使館等との連絡体制の確保
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ● 救急直接通報等の活用 ● 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ● 社会福祉施設等と地域の連携を促進

第2 詳細な取組内容

■ 区

(1) 避難指示等の発令区域・タイミング等

避難指示等の発令区域・タイミング、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

(3) 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(4) 避難場所の運用に関する他の区との調整

2以上の区にわたって所在する避難場所又は2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。

(5) 運営要領

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ関係機関と連携を図りながら対応を検討していく。

(6) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

全国統一基準によるピクトグラムを使用して、小中学校等の避難所に旅行者や外国人等にも分かりやすい看板を設置する（令和6年度）。

(7) 避難指示等の発令態勢の整備

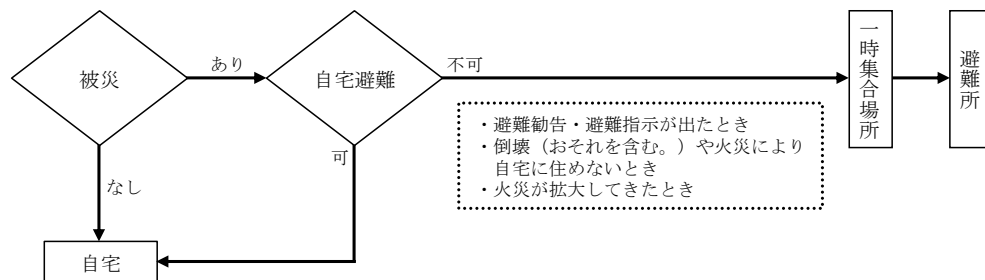
「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「2.3 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）」（P14）に記載の避難先やあらかじめ確認・準備すべきこと等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(8) 一時集合場所の選定

ア 一時集合場所の目的

- 災害時における避難方式は、自宅避難（在宅避難）と自宅で生活できなくなった場合の避難所避難がある。
- 災害時には、住民防災組織を核に、一定の地域を単位に集団を形成して正しい情報を共有し、混乱の発生を防止する必要がある。
- 一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために集合する場所であり、次のような効果が期待できる。

- (a) 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- (b) 近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
- (c) 集合した人の動揺・不安を抑え、自宅が安全な人に自宅避難を誘導することが可能である。
- (d) 避難所避難が必要な人には、警察官や住民防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。避難者は、ここで集団を形成したのち、関係機関等の指示により避難を行うことになる。



イ 一時集合場所の選定

- 混乱の発生を防止するために、避難所避難が必要な人が、避難所に至る前に一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。
- 一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。なお、小中学校及びグラウンド、門のあるひろば等は、開門されていない場合は立ち入れないため、注意を要する。

<一時集合場所の選定基準等>

区分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。
選定者	区及び住民防災組織が、警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.10.1 一時集合場所一覧

(9) 避難行動要支援者・要配慮者等対策

区では、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の支援を行うため、平成24年度に災害時要援護者支援計画を作成し、平成30年度に板橋区災害時要配慮者支援計画として、見直しを行い、これに基づいて対策を実施している。そして、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、名簿その他支援体制を整備する。

ア 避難行動要支援者を支援する関係者等

- ・管内消防署
- ・管内警察署
- ・居住等地域の町会・自治会・住民防災組織の長及び役員、民生・児童委員
- ・平素より支援をしている医療・介護等関係者等
- ・区関係部署及び居住等地域の区組織

イ 避難行動要支援者の対象

- ・身体障がい等級1・2・3級の者（免疫機能障害のみを除く）
- ・知的障がい等級1・2・3度の者
- ・要介護度3・4・5の者（上記の身体・知的障がい者と同居する者、単身生活者、世帯員全員が65歳以上の者、他の世帯員が全て要介護度3・4・5の者に限る）

ウ 避難行動要支援者の把握・名簿の整備及び更新

区長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な区民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該区民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。名簿には次の項目を記載する。

- 1) 氏名
 - 2) 生年月日
 - 3) 性別
 - 4) 住所又は居所
 - 5) 電話番号その他の連絡先
 - 6) 避難支援等を必要とする事由 他
- 作成された避難行動要支援者名簿及び後述の個別避難計画は、避難行動要支援者本人等からの同意を得て、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で整備する。
 - 発災時の避難行動要支援者対策を行うためのマニュアルを作成し、支援機関等に配付する。
 - 名簿は適時更新を行い、情報共有に努めるものとする。
 - 名簿の作成に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、令和3年5月改定）を参考に、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

エ 名簿の利用

- 名簿は、区の個人情報保護の観点から適正に利活用される必要がある。
- 災害対策基本法第49条その他により、避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合は、区内部においては目的外にも利用できることとする。
- 避難行動要支援者等が情報の外部提供に同意を得た場合、災害に平素から備え、

その者の避難支援の実施に必要な限度で、管内消防署、管内警察署、居住等地域の町会・自治会・住民防災組織、民生・児童委員その他避難支援の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供することができるものとする。

- 区は、外部提供を行う際には、名簿情報の漏えいを防止するため、適切な措置を講じなければならない。万が一漏えいが発生した場合は、漏えい拡大防止の措置を講じるとともに、その原因等を調査し、公表し、かつ個人情報保護法制における罰則規定を適用するものとする。

オ 個別避難計画の作成

区は、地域防災の担い手や、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職、地域の医療・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して個別避難計画の作成を推進する。

個別避難計画については、地域におけるハザードの状況を考慮し、特に優先度が高い要支援者から作成を目指す。

個別避難計画作成に際しては、次の項目を検討する。

- 1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- 2) 避難支援等関係者となる者
- 3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4) 個別避難計画の更新に関する事項
- 5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために区が求める措置及び区が講ずる措置

カ 地域での支援体制づくり

- 発災時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安否確認等を行うための支援体制づくりを住民防災組織や民生・児童委員、介護保険事業者等の協力を得てすすめる。
- 地域の警察署、消防署及び消防団とも連携を図り、支援体制の強化に努める。
- 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者等対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの避難行動要支援者・要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
- 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 要配慮者の安否確認や避難支援、情報提供について、福祉関係事業者や障がい者団体等との連携に努める。

キ 避難行動要支援者支援に関する人材の育成（防災知識の普及啓発、防災訓練の実施）

発災時に、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難誘導するためには、日頃から避難行動要支援者に対する知識や対応方法を習得しておく必要がある。

- 区では、地域が行う防災訓練等において、避難行動要支援者・要配慮者等の支援に関する講座や避難搬送訓練などの組み入れを促進し、地域の中で避難行動要支援者・要配慮者等を支援できる人材の育成に努める。
- 避難行動要支援者・要配慮者自身や家族が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者・要配慮者の状況に合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。

ク 福祉避難所の整備等

自宅や避難所で生活している避難行動要支援者等に介護など必要なサービスを提供するため、区内の福祉施設等を福祉避難所として順次協定を締結し、施設整備や資器材等の配備を図るとともに、人的支援体制を検討する。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.10.2 福祉避難所一覧

ケ 福祉施設等のBCP（事業継続計画）の作成

福祉施設等においては、通常の業務継続も重要であることからBCP（事業継続計画）の作成を推進する。

コ 災害時における要配慮者支援に関する検討委員会の設置（区）

災害時における要配慮者支援に関する検討委員会を設置し、継続的に支援対策を推進する。

(10) 地区内残留地区での小規模火災対策

地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

(11) 他自治体との協力体制の確立

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力態勢の確立を図る。

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	- 災害対策基本法に基づく避難所・避難場所の指定 - 避難所・避難場所等の確保及び区民への周知 - 避難所・避難場所等の安全性確保
東京電力グループ 大塚支社 東京ガスグループ	避難道路沿い施設の安全化
都総務局	- 公共施設の基本的な役割の明確化 - 避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討 - 避難場所・避難所等の都民への周知 - 状況に応じた多様な避難行動の推進 - 避難所等における通信環境等の確保の促進
都環境局	避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都都市整備局	東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定
都建設局	- 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備 - 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備
都水道局	避難所への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を完了（令和4年度末時点）
都下水道局	- 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化 - 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 - 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進
都デジタルサービス局	避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進
都各局	- 都立施設の活用に係る区市町村への協力 - 指定管理者等の役割の明確化
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 消防水利の整備 - 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認

第2 詳細な取組内容

- 地震等の災害時に備え、被災者を円滑に受入れできるよう、全ての区立小・中学校を避難所として指定し、避難所機能の強化を図る。
- 体育館等の区施設や区内の都立学校についても避難所として位置づける。
- 一般の避難所での生活をするのが難しい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の受入れ施設としてあらかじめ福祉避難所を指定し、発災時における避難者の受入れ態勢を整備する。

(1) 避難所

■ 区

ア 避難所の指定

種類	整備方針
指定避難所 (73校)	全ての区内の区立小・中学校の施設を指定避難所として指定し、震災時等における地域被災者の避難に備えて、食料、毛布や日用品などを備蓄するとともに、軽傷者等の応急手当等を行うため、大小の救急箱を配備している。グラウンド他屋外は、一時的な避難場所及び避難生活を送るための補助施設とする。
拠点避難所 (うち8校)	- 指定避難所のうち、都が指定した避難場所の区域内、又は近くの小中学校8校を拠点避難所に位置づけている。 【小学校】緑、桜川、赤塚新町、新河岸 【中学校】加賀、上板橋第二、志村第二、高島平第三 - 拠点避難所には、避難場所に区内全域からの人々の避難が必要となる最悪の場合をも想定し、相当量の食料、毛布等を備蓄するとともに、東京都で設置した応急給水槽等の給水拠点施設又は区で整備した防災用深井戸により生活用水の確保を図っている。
福祉避難所 (60か所)	- 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等 28か所 - 就労継続支援事業所 8か所 - 福祉園 9か所 - 特別支援学校 4か所 - その他施設（有料老人ホーム等） 11か所 （※いこいの家、ふれあい館は、二次的なスペースとして活用を図る）
区施設避難所	- 震災時等において、小・中学校を避難所として開設するが、上板橋体育館会議室については、一時的な区施設避難所に位置付けるものとする。ただし、都立城北中央公園を大規模救出救助活動拠点とする機関の使用にあわせ、近隣の小・中学校の指定避難所へと集約するものとする。 - フレンドセンター、旧板橋第九小学校については、施設機能が維持され安全が確保される間は、暫定的に避難所として活用する。なお、施設の老朽化、新たな利用方法が決まり施設機能がなくなり次第、順次解除していく。
特定避難所	旧若葉小学校跡地に建設された「ゆめの園若葉（特別養護老人ホーム等）の運営事業者及び地元町会と「災害時における避難所としての福祉施設利用等に関する協定書」を締結した。同施設を特定避難所（指定避難所に準じる避難所）及び福祉避難所として、施設利用等の協力を要請することができる。
一時避難所	民間施設（マンション等）を活用し、順次整備していく。
国立学校 (区内1校)	区内の特別支援学校1校については、「災害時における福祉避難所としての施設使用等に関する協定書」を締結し、災害時における被災者の受け入れ態勢を整備している。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

種類	整備方針
都立学校 (区内9校)	区内の都立高校6校については、「避難所施設利用に関する協定書」を締結し、災害時における被災者の受け入れ態勢を整備している。1校については協定により、災害時における被災者の受け入れに加え、福祉避難所としての受け入れ態勢を整備している。また、特別支援学校2校については、「障がい者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」を締結し、震災時における被災者の受け入れ態勢を整備している。
私立学校 (区内7校)	区内の私立学校7校については、都立学校と同様に「避難所施設利用に関する協定書」を締結し、災害時における被災者の受け入れ態勢を整備している。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.10.3 避難所備蓄倉庫状況一覧

資料 3.10.4 災害時における区の避難所

資料 3.6.82 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書（60施設）

資料 3.6.74 避難所施設利用に関する協定書（都立高校6校）

資料 3.6.75 避難所施設利用に関する協定書（都立志村学園、西台町会）

資料 3.6.76 避難所施設利用に関する協定書（私立学校7校）

イ 避難所の指定基準

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために、開設する区立小・中学校等の建物を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する（以下「指定避難所」という）。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (a) 指定避難所は、原則として、町会・自治会又は学区を単位として指定する。
- (b) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、集会施設等）を利用する。
- (c) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。
- (d) 避難所の指定にあたっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

※指定避難所の指定基準は、災害対策基本法第49条の7により次のとおり規定されている。

- ア 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- エ 避難所入所者だけでなく、在宅での避難生活者に対しても、必要な支援を講じる際の拠点となることを踏まえて、車両その他の運搬手段による物資等が比較的容易な場所にあること

ウ 避難所施設的环境整備

- 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行う等、安全性を確認・確保する。
- 被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 学校の改築にあたっては、避難所となることを想定し、屋内運動場、エレベーター、バリアフリースイレ、防災倉庫、マンホールトイレの配置を検討し、設置する。また屋内運動場に近接したトイレの改修を行う場合は、洋式トイレとし、バリアフリースイレの設置を検討する。

エ 避難所の確保（拡充）

区民等の多様な避難行動に備え、指定避難所以外の学校等を避難所とする（アの避難所の指定参照）ほか、避難スペースなどの条件が整った福祉施設や民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保・拡充に努める。

【避難所の確保・拡充】

- ア 多様な避難行動に備えた避難所の確保・拡充
- イ 小・中学校までの距離が遠い被災住民の利便性向上
⇒ 受入れ可能な民間施設（福祉避難所、マンション等）における近隣被災住民の一時受入れの推進

(2) 福祉避難所の指定

■ 区、都

ア 福祉避難所の指定

- 自宅や避難所で生活している障がい者、高齢者等に介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ福祉施設等を福祉避難所として、順次指定していくものとする。
- 都は、都立施設のほか、国立、法人の社会施設等も福祉避難所として指定できるよう、条件整備に努める。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.10.2 福祉避難所一覧

イ 福祉避難所的环境整備

- 自宅や避難所で生活している避難行動要支援者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。

(3) 関係機関との情報共有

■ 区

- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 指定した避難所の所在地等については、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

(4) 避難場所の指定

■ 都、区

ア 避難場所の指定及び地区割当

(ア) 現況（都による避難場所の指定及び地区割当）

- 東京の市街地は、木造家屋が広範囲に広がっており、大地震の発災時には出火防止、初期消火がとりわけ重要であるが、地震火災が拡大し危険が及ぶような場合には、住民の生命の安全確保を最優先に考えなければならない。
- 都は、このような事態に備えて、特に市街地火災の危険性が高い区部において、大規模公園、緑地等のオープンスペースを東京都震災対策条例に基づき避難場所に指定している。なお、指定は市街地状況の変化、人口増減等を考慮して、概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 板橋区内では、都が浮間公園・荒川河川敷緑地一帯など12か所の避難場所及び高島平地区1か所の地区内残留地区（地区の不燃化が進んでおり、火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域）を指定している。
- 都が指定している区内の避難場所を、区は、区民の一時的な生命の安全確保のための屋外施設として震災（火災含む）・風水害（浸水想定地域を除く）時の指定緊急避難場所とし、大規模災害時には、避難場所として周知・誘導を図る。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

■ 参照（別冊「資料編」）

資料 3.10.5 避難場所及び地区内残留地区一覧（令和4年7月指定）

(イ) 避難場所の考え方

- 1) 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること。）とする。
- 2) 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1m²確保する。
- 3) 避難場所として開設した場合は、運営は避難者による自主的運営とする

(第4部第6章第2節「避難所の開設・運営」を参照)。

イ 避難場所標識

避難誘導を円滑に行うために避難場所周辺に避難場所標識を設置する。

避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、当該標識の味方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

(5) 避難道路の指定

■ 都

ア 避難道路の目的

- 東京都における大震災火災時の避難計画（区部）は、地区割当計画で定められた指定避難場所に対し、区長の避難の指示等による任意の経路を利用して避難することを原則としている。
- 避難場所までの距離が約3km以上の遠距離地域、又は火災による延焼の危険性の著しい地域には、主要な道路をあらかじめ明らかにすることにより、避難者を円滑に安全に誘導するため、東京都震災対策条例第48条に基づいて避難道路を指定している。

イ 避難道路系統図（板橋区内）

避難場所名	避難道路系統図	延長(km)
桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	<pre> graph LR A["主要地方道環状六号線 【山手通り】 (板橋区大山東町)"] --> B["一般国道17号 【中山道】 (板橋区氷川町)"] B --> C["主要地方道環状七号線 (板橋区本町)"] C --> D["特例都道本郷赤羽線 (北区西が丘二丁目)"] </pre>	4.4
都立城北中央公園一帯	<pre> graph LR E["一般国道254号 【川越街道】 (板橋区大谷口上町)"] --> F["区道21-069号 (板橋区桜川三丁目)"] F --> G["主要区道26号 (練馬区氷川台一丁目)"] </pre>	2.5

ウ 行き止まり道路の緊急避難路整備事業

区は、土地建物の権利を持つ方の協力を得て、庭先や建物と建物の間に、緊急時にのみ2方向目の避難ができる避難経路を設ける事業を行っている。

(6) 指定緊急避難場所

■ 区

災害対策基本法第49条の4により、区は異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっている。地震時の指定緊急避難場所は、指定避難所となっている区立各小中学校とする。風水害時の指定緊急避難場所は、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設とする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

(7) 関係機関の対策

■ 東京電力グループ（大塚支社）

配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備を形成する。設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施する。万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施する。

■ 東京ガスグループ

導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	「避難所運営マニュアル」作成 - 公立小・中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 - 避難所の衛生管理対策の促進 - 飼養動物の同行避難の体制整備 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 - 仮設トイレ等に関するマニュアル作成
都生活文化スポーツ局	東京ボランティア・市民活動センターとの連携による東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 など
都総務局	女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援
都保健医療局	- 避難所の衛生管理対策の推進 - 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 - 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備
都福祉局	福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都教育庁	避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援

第2 詳細な取組内容

■ 区

(1) 「避難所運営マニュアル」

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が作成した「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所運営マニュアル」を整備する。「避難所運営マニュアル」には、男女のニーズの違いのほか、傷病者、障がい者、DV やストーカー被害者、性的マイノリティ等、特別な事情を持った避難者の視点に立った対応についても記載する。

「避難所運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(2) 運営体制の整備

- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置することや、複数人以上の女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、男女別の更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における防犯・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。
- 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- 避難所運営組織の中で、平素からの施設管理者等を中心に防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。また、防犯対策の促進も行う。
- 女性、乳幼児、子ども、高齢者、障がい者等の多様なニーズに配慮した避難所の運営体制を確保するため、日頃から、住民防災組織等の地域の組織において女性や多様な主体の参画を推進し、避難所等でリーダーとなれる人材の育成を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や、利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 聴覚障がいがある方や、聞こえにくい方の対応として、各避難所で「コミュニケーション支援ボード」を活用し、意思疎通に努めるものとする。

(3) 学校防災計画の策定等

- 避難所となる各学校の校長は、避難所の施設・設備等の管理を統括し、副校長は校長を補佐する。
- 各学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」等を整備し、区職員や町会・自治会等の地域住民等との役割分担を協議の上、教職員の役割分担、初動態勢等の計画を策定する。
- 教職員等の役割分担を定めた「学校防災計画」を作成し、学校に備えておくものとする。
- 各学校は、上記の内容を平素から確認し、学校を避難所として開設するための組織として、学校防災連絡会を設置し、毎年、学校防災計画や避難所計画等の策定・確認を通して、教職員、地域住民、区職員との連絡調整を行う。
- 他の公共施設等の避難所については、施設長を避難所長とする防災計画を作成する。

(4) 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

- 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話

等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

- テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

(5) 避難所の衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を定めるなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

(6) 飼養動物の同行避難等の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(7) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 車中泊

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	- 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 - 避難所環境の整備促進
警視庁 第十方面本部 各警察署	大規模災害時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
都総務局 都保健医療局	車中泊者発生抑制に向けた普及啓発

第2 詳細な取組内容

(1) 都における災害時の車中泊の基本的な考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。
 - 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
 - 大規模災害発生時は、人命救助や消火活動のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
 - 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
 - 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
 - エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

(2) 車中泊者発生抑制に向けた取組

■ 都、区

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項についてホームページや X（旧 Twitter）、その他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

（啓発事項）

- 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- 大規模災害発生時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉鎖すると支援が滞る懸念があること
- 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること

■ 区

- 多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努める。

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 食料及び生活必需品等の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	- 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 - 区民の日常備蓄の取組や食物アレルギー・感染症に配慮した備蓄、効率的な物資調達を推進 - 区の災害応急対策活動に必要な区職員用の食料、飲料水、生活必需品等を備蓄
都総務局	- 都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 - 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都都市整備局	都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都福祉局	広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

第2 詳細な取組内容

■ 区

(1) 対策方針

災害時における各種物資器材等の確保は、被災者の救助・救護を図る上から極めて重要なことであるが、災害時には、その購入調達が著しく困難になることが予想されるため、区は、地震被害の想定に基づき、災害応急対策活動に必要な物資、資器材等を確保することとする。

(2) 備蓄目標

ア 備蓄数量

- 区は都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。
 - 区は、都からの事前寄託分を含めて、3日分を備蓄する。
 - 原則、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、2日目以降は、都からの支援物資（事前の備蓄分、発災後の調達分）を被災者に供給する。
 - ただし、都からの輸送体制が整うまでの間は、区の備蓄物資を被災者に供給する。

＜備蓄数量の考え方＞

- 「震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）」における食料備蓄については、区は1日分としている。2日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給することとしている。
- しかし、都からの物資輸送は、道路障害物除去等作業が本格化すると想定される3日目以降から実施可能と考えられる。
- そこで、区は、自主的な目標として、さらに2日分を備蓄し、輸送態勢が整うまでは区の備蓄物資を被災者に配分する。
- 原則、都区の役割分担を前提に3日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給する。

- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大被災者数等を基準とし、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえ、再構築する。
- 食物アレルギーに配慮した備蓄や、感染症に対応した備蓄（感染症に有効な段ボールベッドやパーテーションなど）についても推進する。

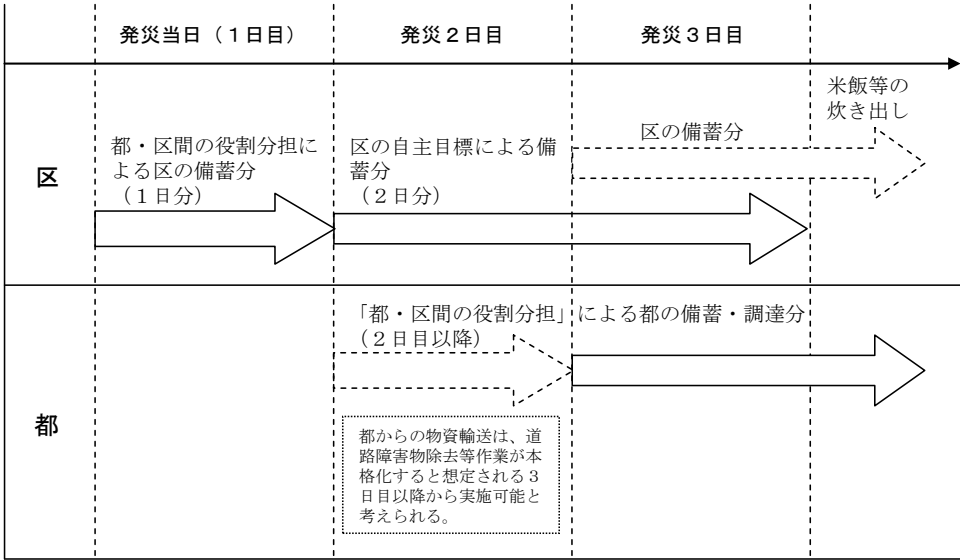
■参照（別冊「資料編」）

資料 3.11.1 震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）

【備蓄目標及び災害時の物資供給の考え方】

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯等による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

供給源		発災当日	発災 2 日目	発災 3 日目	発災 4 日目以降
区の備蓄物資 (都の事前寄託分を含む。)		○	○	○	—
区の調達物資		—	△	△	○
都の備蓄物資		—	△	△	○
都の調達物資		—	△	△	○
炊き出し		—	—	—	○
備考	区の備蓄	責務	自主目標	—	
	区の調達	—	○ 都からの輸送体制の状況 に応じて対応する。 ○ 都からの輸送体制が整う までの間は、区の備蓄物 資を供給する。	道路障害物除去作業が 本格化し、都からの輸送 が可能になると考えられ る。	
	都の備蓄				
	都の調達				
	炊き出し	炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及 び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。		米飯等の炊き出し等を行 う。	



イ 調製粉乳の備蓄

被災乳幼児（2 歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。

- 区は、災害発生後の最初の 3 日分を備蓄する。
- 都は、広域的見地から区を補完するため、以後の 4 日分を備蓄する。

ウ 職員用の備蓄

職員の執務環境確保の観点から、職員向けに3日間の執務（災害対策業務）が行えるよう、食料については3日分を配布しており、引き続き、自らの嗜好や業務等にあわせて自助による食料、水、生活用品等の備蓄に努める。

【参考】

- 都は、事業所の災害備蓄用に少なくとも3日分の備蓄を指導している。
- 区は、区民に対して7日分程度の食料、水等の備蓄を呼びかけている。

エ 被災者のニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止（発災1週間の電力停止、その間の通信途絶）を想定し、早期に避難所や地域センター等主要な施設との連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を講じていく。

オ 備蓄物資の供給体制の整備

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(3) 備蓄体制

ア 備蓄物資の拡充

区は、災害時に物資の流通機構が混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用物資の備蓄の充実に努めている。備蓄物資の最適化の方針に沿って、品目、数量とも充実に努める。

イ 備蓄方法

備蓄に不適な物資等については、ランニングストック方式とし、区内業者と連携を強めていく。

ウ 協定等

区は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。

エ 事業者への協力依頼

区は、災害時における帰宅困難者への対応として、企業等に対し、食料・生活必需品等の備蓄の協力依頼を行う。

(4) 各種物資・機材の備蓄状況

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.11.2 避難所に配備する物資一覧

第 1 部
第 2 部
第 3 部
第 4 部
第 5 部
第 6 部
第 7 部

第2節 飲料水及び生活用水の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 応急給水槽においては、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ● 応急給水槽及び災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、給水要員を派遣する。 ● 雨水貯留槽、災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。
事業者 区民	● 水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。
都総務局	● 災害時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を行う。 ● 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。
都都市整備局	● 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて防災備蓄倉庫の整備を促進 ● 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
都水道局	● 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽・浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ● 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集のうえ活動する要員を指定する。 ● 区市町や住民防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設の整備を行う。 ● 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与 ● 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備

第2 詳細な取組内容

(1) 給水拠点の整備

■ 都

- 都は、災害時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2 km の距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がなく空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備状況は、次のとおりである。
 - ・ 都全域で災害時給水ステーション（給水拠点）を213か所整備している。区内では以下のとおりである。
 - ・ 居住場所からおおむね半径2 km 距離内に災害時給水ステーション（給水拠点）を確保している。

ア 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽）と対応避難場所

（令和5年4月1日現在）

応急給水槽 設置場所	所在地	対応避難場所※	容量
都立城北中央公園 こども広場	板橋区桜川1-1	公社向原住宅一帯 都立城北中央公園一帯	1,500m ³
板橋区立城北公園 野球場	板橋区坂下2-19	浮間公園・荒川河川敷緑地 一帯 中台三丁目地区	1,500m ³
北区立桐ヶ丘中央 公園	北区桐ヶ丘1-8	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地 区	1,500m ³
都立板橋高等学校	板橋区大谷口1-54	公社向原住宅一帯	100m ³
板橋区立西徳第二 公園	板橋区西台3-42-1	中台三丁目地区 高島平二・三丁目地区	100m ³
都立赤塚公園	板橋区高島平3-1	高島平二・三丁目地区	100m ³

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

イ 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場（所）・給水所等）と対応避難場所

（令和5年4月1日現在）

浄水場・給水所 名	所在地	対応避難場所※	確保水量
板橋給水所	板橋区加賀1-17	東京家政大学・加賀中学校一帯	26,600 m ³
三園浄水場	板橋区三園2-10	高島平二・三丁目地区	15,600 m ³
練馬給水所	練馬区光が丘2-4	光が丘団地・光が丘公園一帯	66,600 m ³
大谷口給水所	板橋区大谷口1-4	都営幸町アパート一帯 公社向原住宅一帯	11,600 m ³

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

- 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、区が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区と連携して応急給水に万全を期する。
- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、区や住民防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

■ 区

- 区は、拠点避難所や区有地内に、防災用深井戸の整備を進めている。

【防災用深井戸】

名称	所在地	給水能力 (L/h)	設置年度
舟渡斎場内	舟渡 4-14	21,000	昭和 52 年度
平和公園内	常盤台 4-3	21,000	昭和 61 年度
板橋区役所内	板橋 2-66	13,000	昭和 61 年度
緑小学校内	中台 3-27	21,000	平成元年度
加賀中学校内	加賀 2-19	21,000	平成 2 年度
志村第二中学校内	小豆沢 1-21	21,000	平成 3 年度
上板橋第二中学校旧校舎内※	小茂根 1-2	21,000	平成 4 年度
高島第三中学校内	高島平 4-22	21,000	平成 5 年度
赤塚第一中学校内	徳丸 4-13	15,000	平成 7 年度
小豆沢公園内	小豆沢 3-8	22,800	平成 7 年度
新河岸小学校内	新河岸 1-3	15,000	平成 8 年度
赤塚新町小学校内	赤塚新町 3-31	15,000	平成 9 年度
板橋第二中学校内	幸町 26-1	16,500	平成 24 年度

※令和 6 年度から令和 8 年度まで上板橋第一中学校（小茂根校舎）として運営予定

- 上表のほかに、民間との協定により、1 か所の防災用深井戸の使用が可能である。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.6.85 深井戸の維持管理及び運用に関する協定書（円福寺）

(2) 多様な応急給水への取り組み

■ 区

区は、給水拠点から遠方にある地域の避難所に、ろ過器を設置し、プールの水や井戸水等から生活用水が確保できるようにしている。

また、都水道局から仮設給水器材の貸与を受け、避難所等に整備、訓練等を実施するとともに、使用方法等について定める。

(3) 生活用水の確保

ア 防災協力井戸の整備

■ 区

現在、区内の水道管の耐震化が進むなど、一定量の水の確保はできている。これまで整備してきた防災協力井戸については、災害時の水確保の予備的措置として維持していく。

イ 水の汲み置き等

■ 区民、事業者

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

ウ 飲料水の確保

■ 区

区では、一定規模以上の建築物を建築する事業者に対して、板橋区大規模建築物等指導要綱（平成 11 年 3 月 26 日区長決定）に基づく指導を行い、防災備蓄倉庫の整備を促進する。

■参照（別冊「資料編」）
資料 3.11.3 板橋区大規模建築物等指導要綱

第 1 部

第 2 部

第 3 部

第 4 部

第 5 部

第 6 部

第 7 部

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理 ● 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。
都総務局	● 国や他道府県等他の者からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都福祉局	● 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 ● 都の備蓄物資を管理 ● 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築

第2 詳細な取組内容

(1) 備蓄倉庫等の整備

■ 区

- 発災当初の救助・救出や道路障害物除去等作業の状況によっては、都からの支援物資の搬送が遅れることや区においても搬送が難しいことが予想される。
- 区は、指定避難所（区立小・中学校等）、都が指定している避難場所の区域内や周辺を重点に、備蓄倉庫を整備する。
- 区は、災害時に即応できるよう区立小・中学校及び区施設等に、備蓄倉庫を整備する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。
- 舟渡四丁目に令和6年9月竣工予定の民間大規模物流施設（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）と連携し、当該施設を支援物資の保管・配送拠点として物流システムを活用し、運用することについて検討を進める。

ア 区施設等利用による備蓄倉庫

(令和6年3月1日現在)

種別	か所数	面積（㎡）
防災備蓄倉庫	48	3,869

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.11.4 防災備蓄倉庫一覧

イ 区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等

(令和6年3月1日現在)

施設	備蓄倉庫		
	整備計画数	整備済数	備考
小学校	50	50	
中学校	22	22	うち1校は小学校と共同

■参照(別冊「資料編」)
資料3.10.3 避難所備蓄倉庫状況一覧

(2) 備蓄倉庫の管理運営等

■ 区

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 区が備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場の整備を進めるよう努める。

(3) 輸送拠点の整備

■ 区

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を指定し、都福祉局に報告しておく。

<輸送拠点の機能と整備・運営主体>

区分	機能	整備・運営主体	施設名称・所在地
広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、卸売市場、ふ頭、空港など。	都福祉局	陸上輸送基地 ・板橋トラックターミナル(高島平6-1-1)
			水上輸送基地 ・小豆沢船着場(小豆沢4丁目地先)
地域内輸送拠点	区の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点	区	・区立小豆沢体育館(小豆沢3-1-1) (予備;区立上板橋体育館(桜川1-3-1)※都立城北中央公園活用で調整)

第4節 輸送体制の整備

第1 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	物流事業者（輸送事業者等）等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。
都関係局	- 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 - 物資輸送に関する訓練の実施

第2 詳細な取組内容

(1) 陸上輸送体制の整備

■ 区

- 協定の締結
 - 災害時には、備蓄物資、救助物資等の迅速な輸送手段を確保するため、指定公共機関等の協力も得る必要がある。
 - 区は、輸送事業者等と、災害時における輸送業務に関する協定を締結している。

協定の締結先

- (ア) 東京都トラック協会板橋支部
(イ) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部

(2) 空路輸送体制の整備

■ 区

- 区は、ヘリコプターによる空路輸送等に活用できるよう、指定避難所（区立小・中学校）の屋上にヘリサインを整備している。
- 整備状況 区立小学校 41 か所、区立中学校 20 か所（平成 26 年度末現在。隣接する小中学校では除外校あり。）

(3) 水上輸送体制の整備

■ 区

原則、陸上輸送による対応を行う。水上輸送については、国土交通省荒川下流河川事務所と周辺自治体による「荒川下流防災施設運用協議会」における荒川河川敷の活用を検討していく必要があることから、同協議会及び都と調整に努めていく。

第5節 輸送車両等の確保

第1 対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

各 機 関	対 策 内 容
区	- 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整える。 - 災害応急対策等に使用する車両について、車両の事前届出を行う。
都財務局	緊急通行車両（下記機関及び東京消防庁を除く都関係車両）等の確認
都交通局 都水道局 北部支所 都下水道局 西部第二下水道事務所	各機関が所有する緊急通行車両等の確認
都総務局 都生活文化スポーツ局 都福祉局 都産業労働局 都中央卸売市場	物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	所有する緊急通行車両等の確認
警視庁 第十方面本部 各警察署	緊急通行車両等の確認

第2 詳細な取組内容

(1) 緊急通行車両等の事前届出

■ 区、警視庁（第十方面本部、各警察署）、関係機関

- 発災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。
 - 区は、次の車両について、災害時の交通規制時における通行を確保するため、警視庁各警察署を経由して東京都公安委員会に事前届出を行っている。
 - (ア) 区所有車両及び契約により常時使用している雇上げ車両
 - (イ) 発災時等に関係機関・団体から調達する車両
- 都は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

(2) 車両調達体制の整備

■ 区

- 人員輸送車の調達に関して、区内路線バス会社及び区内観光バス会社と、供給契約を締結しておく。板橋区と板橋個人タクシー協同組合及び東京都個人タクシー協同組合板橋第一支部は災害時における輸送業務に関する協定書を交わしている。今後もさらなる輸送力の強化のため、さらなる事業者との協定締結を検討する。
- リース契約車両の活用に関して、土木部、都市整備部等の各部は、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用できるよう、あらかじめ必要な措置を講じておく。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.6.42 災害時における輸送業務に関する協定書（個人タクシー）

第12章 放射性物質対策

第1節 情報伝達体制の整備

第1 対策内容

■ 都、区

都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下この章において「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照。）。

区は都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。

第2節 都民・区民への情報提供等

第1 対策内容

■ 国、都、区

国、都や区の役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

■ 都、区

- 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ・ 原子力施設の概要に関すること
 - ・ 原子力災害とその特性に関すること
 - ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること
- 区は、防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者のニーズを十分踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

■ 教育機関

都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3節 都放射線等使用施設の安全化（再掲：第3部第4章第5節）

第1 対策内容と役割分担

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより災害時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。
- 区では、放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報を有していないが、災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。
都保健医療局	● RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局	● 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
都保健医療局	● 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。
都産業労働局	

第13章 区民の生活の早期再建

第1節 生活再建のための事前準備

第1 対策内容と役割分担

■ 区

罹災証明の発行手続きの手順を定め、迅速化を図る。また、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

(1) 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

機 関 名	対 策 内 容
区	- 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の交付手続を実施 - 都が示すガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 - 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 - 災害救護及び復旧費等の基金の積立 - 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立
都総務局 都主税局	「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実行性の向上及び継続的な見直し - 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 - 区市町村に対する研修や訓練の実施 - 区市町村の応援要員の確保の検討 - 固定資産税関連情報等に関し、区と調整
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 火災による被害状況調査体制の充実 - 区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立

(2) 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
区	義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。
都総務局 都福祉局	- 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任しておく。 - 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 - 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認

(3) 建設型応急住宅に関する計画の策定

機 関 名	対 策 内 容
区	あらかじめ建設候補地を決定する。
都住宅政策本部	- 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 - 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。 - 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。

第2 詳細な取組内容

(1) 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

■ 都

- 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を災害ボランティアとして位置づけた。
- 応急危険判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。
- 平成13年11月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。
- 全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。

(2) 罹災証明書の交付

■ 都総務局

- 区市町村と都協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家認定被害判定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。
- 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。
- 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
- 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。
また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。

■ 区

- 区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- 区は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- 罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。
- 罹災証明書の交付根拠となる、被害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。
- 区は、被災者生活再建支援システムの事前把握・習熟に努める。

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

消防署と区は協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

(3) 義援金の配分事務

■ 都

都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。

■ 区

区は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

(4) 災害救護及び復旧費等の基金の積立計画

■ 区

ア 計画方針

区は、板橋区災害対策基金条例に基づき、災害による被災者の救護、又は復旧等の臨時的経費にあてるため、基金を積立てるものとする。

イ 基金の積立

応急救助等の実施に要する費用については、緊急に相当の額を必要とするので、東日本大震災の現状を踏まえ基金計画において、区はその財源にあてるため災害対策基金を積立っている。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

第1 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区が各避難所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害用トイレの確保 ● し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ● 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ● 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等
事業所 家庭	● 災害用トイレ、トイレ用品を備蓄 ● 生活用水の確保
各機関	● 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知 ● 災害用トイレに関する知識の普及啓発
都環境局	● 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進 ● し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施
都下水道局	● 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進 ● し尿の受け入れ体制の整備 ● 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）
都教育庁	● 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援

第2 詳細な取組内容

(1) 災害用トイレの確保

■ 区

- 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等も確保する。
- 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。
- トイレの設置位置を考慮し、防犯性を確保する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

■参照

第3部第10章第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化 第2（1）ウ 避難所施設の環境整備
第3節 避難所の管理運営体制の整備等
第4部第6章 第2節 避難所の開設・運営

■ 事業所・家庭

- 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水の汲み置き等により生活用水を確保

■ 区・各機関

区や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

■ 各機関

災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

(2) 仮設トイレ等の設置態勢の整備

■ 区

区は、仮設トイレ等の設置について、次の取組を推進する。

- (ア) 仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法に関するマニュアルを整備する。
- (イ) 仮設トイレ等の機種選定にあたっては、努めて高齢者・障がい者に配慮する。
- (ウ) 仮設トイレ等の設置にあたっては、設置可能な場所をあらかじめ選定し、これを周知する。

(3) し尿収集・処理体制の整備

■ 区

区は、都下水道局との覚書の締結により、次の体制を整備する。

- (ア) 水再生センター及び管きょの指定マンホールへの搬入体制
- (イ) 下水道用仮設マンホールトイレの設置体制

第3節 ごみ処理

第1 対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● ごみ処理に関する窓口 ● 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬収集車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保
都環境局	● 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ● 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築
都総務局	● 都の対策全般を総括 ● 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進

第2 詳細な取組内容

■ 区

- 資源循環推進課は、都環境局と協力して、特別区で示しているガイドライン等を参考に処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、手順を明確にし、ごみ処理体制の構築を促進する。
- 臨時集積所は、大型車両の積替え可能な場所をあらかじめ選定しておく。

第4節 災害廃棄物処理

第1 対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物の処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区 資源環境部	● あらかじめ、集積場所候補地を指定 ● 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ● 区災害廃棄物処理計画の改定を行うと共に国や都の動向等を踏まえ随時見直す
都環境局	● 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ● 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル」を策定 ● 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ● 区が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施
都総務局	● 都の対策全般を総括 ● 広域的な災害廃棄物処理体制につき、連携体制の構築を推進

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第5節 災害救助法の適用基準

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備
都総務局	災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底する。

第2 詳細な取組内容

(1) 災害救助法の適用基準

■ 区

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- (ア) 区の区域内の住家が滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- (イ) 都の区域内で住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上で、かつ区の区域内で滅失した住家が75世帯以上であること。
- (ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (エ) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

区分	内容
1 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの
2 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
3 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの	損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
4 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上記 1 及び 2 に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

区分	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって 1 住家として取り扱う。

第6節 激甚災害法の指定基準

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備
都総務局	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底する。
都各局	激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

第2 詳細な取組内容

(1) 激甚災害法の指定基準

■ 区

職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

基準名	概要
激甚災害指定基準	昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。
局地激甚災害指定基準	- 災害を区市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。 - 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.13.1 激甚災害制度の概要